
自由化後の電力業界及びガス業界の動向 ～卸市場の新たな動き～

2019年5月24日

公正取引委員会事務総局 審査局訟務官付 審査専門官（主査）

弁護士 松田 世理奈

- 1 はじめに**
- 2 電力の卸市場の課題と取組み
- 3 ガスの卸市場の課題と取組み
- 4 具体的事例～東電EP相場操縦～
- 5 まとめ

経歴

2010年 弁護士登録

2015年10月～ 経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会
取引監視課 課長補佐（卸取引担当）

<2016年4月 電力自由化>

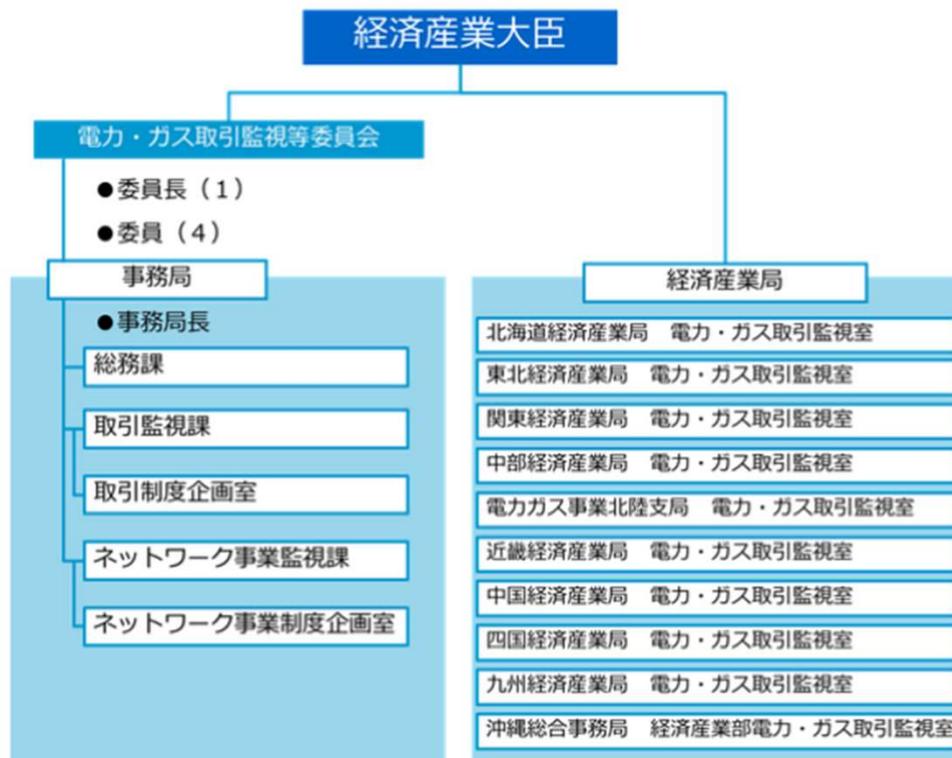
<2017年4月 ガス自由化>

2017年10月～ 公正取引委員会事務総局
審査局訟務官付 審査専門官（主査）

※本発表は全て発表者個人の責任において行うもので、現在又は過去に所属する組織等の見解を表明するものではありません。

電力・ガス取引監視等委員会（電取委）

2015年 電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立

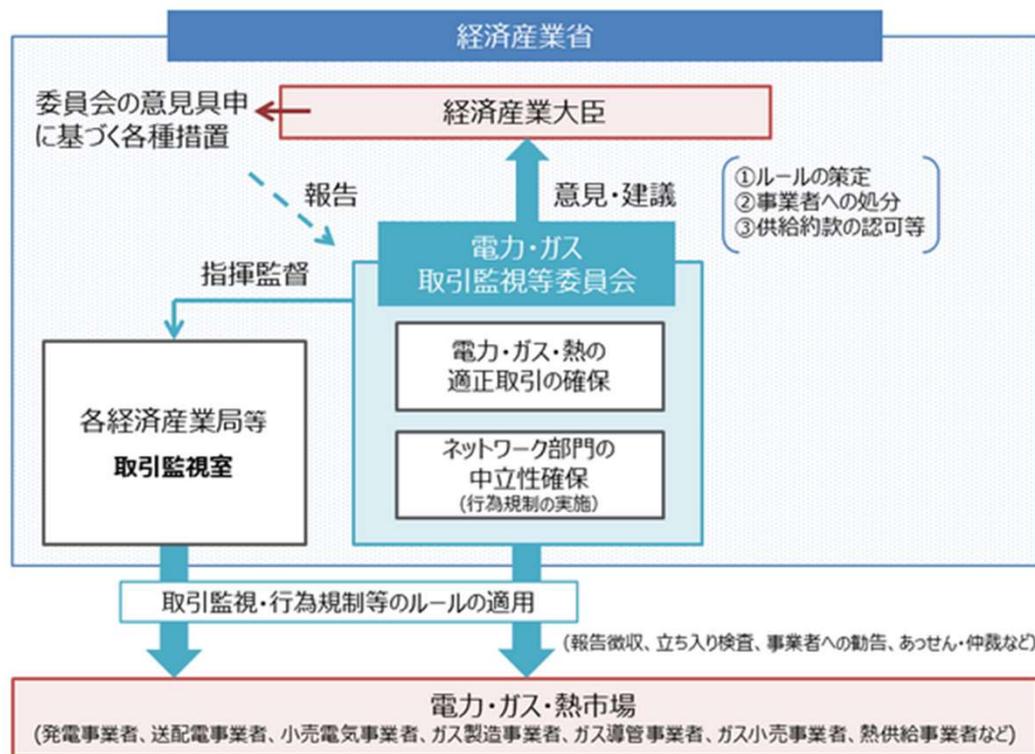


- 電力・ガス・熱供給の自由化に当たり、市場の監視機能等を強化し、市場における健全な競争を促すために設立された、経済産業大臣直属の組織（2015年9月発足）
- 委員長及び委員4名は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命され、独立してその職権を行う
- 総務課、取引監視課及びネットワーク事業監視課の3課からなる専属の事務局が置かれているほか、各地方の経済産業局等においても取引監視室が設置されている

出典：電取委ホームページ

電取委の役割

法律上の権限を行使し，①電力・ガス・熱の適正取引の監視や，②電力・ガスのネットワーク部門の中立性確保のための行為規制等を厳正に実施



委員会の法律上の権限

- ❑ 事業者に対する報告徴収や立入検査、業務改善勧告、あっせん・仲裁など委員会単独で行う権限
- ❑ 託送料金の認可や小売事業者の登録等の際して審査を行い、経済産業大臣に対し意見を述べたり、取引ルールについて経済産業大臣に建議する権限

出典：電取委ホームページ

＜参考＞ 創設時の議論

「電力市場監視委員会(仮称)」の設立

「証券取引等監視委員会」を参考に、外部有識者5名を委員とする「電力市場監視委員会(仮称)」を設立し、従来にない権限を有する最も強い8条委員会とする。

特徴

監視・規制の対象者である電気事業者から「独立」し、電気事業者と伍することができる「高度の専門性(『規制の虜』とならないようにする)」を有する組織。

独立性

- 経済産業大臣直属の組織とする(資源エネルギー庁には設置しない)。
- 委員は、個々の職務遂行について誰からも指揮監督を受けないことを明確化するため、「委員は独立してその職権を行使する」旨を条文として明記。
- 委員会の単独行使権限として、証券取引等監視委員会も有していない事業者に対する業務改善勧告等を付与。
- 専属の事務局を設置。

高度の専門性

- 委員及び事務局職員は、電気事業、法律・経済・金融・工学の知見を持った専門家から構成(プロフェッショナル集団)。

- 【委員】
- ・ 委員には、電気事業のみならず、法律・経済・金融・工学の優れた識見を有し、常に変化する電力市場の中で、最新の知見を持った人材を任命する必要がある。
 - ・ このため、5名の委員を非常勤とすることで、非常勤でしか勤務できない者も含め幅広い層の中から委員を任命する。
 - ・ ただし、早急に委員会として判断を行う必要がある案件への対応や事務局へのガバナンスを確保する観点から、委員のうち少なくとも常時2～3名が出勤する勤務形態とする。

- 【事務局職員】
- ・ 事務局職員として、外部の専門人材(弁護士、公認会計士等)を積極的に採用する。

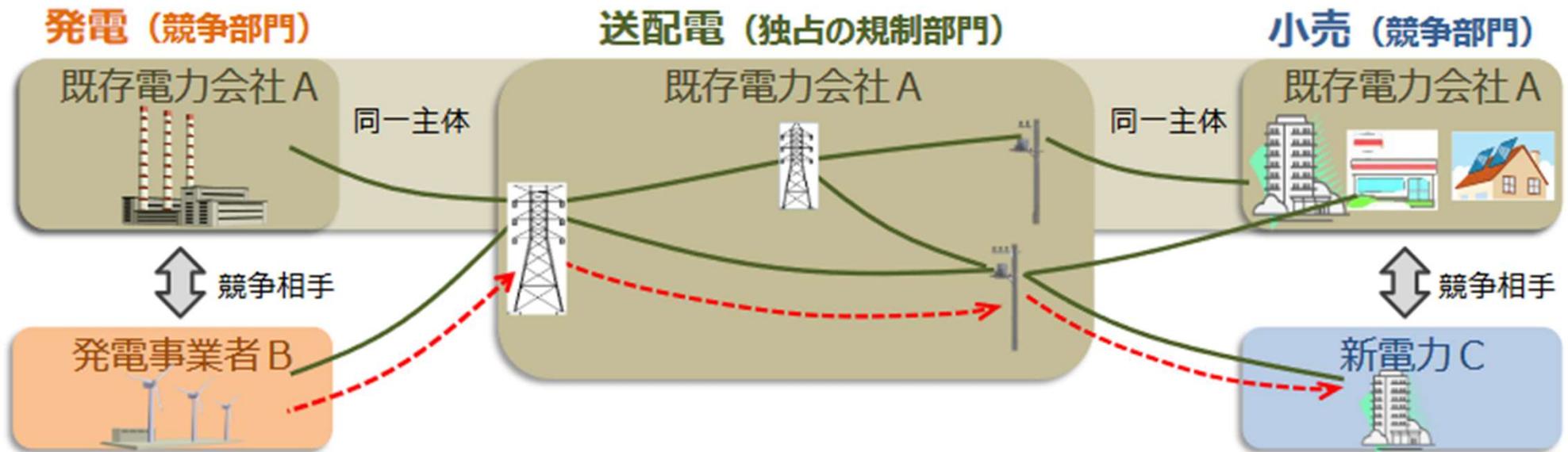
<参考> 欧米の監視機関

	EU	イギリス	ドイツ	ノルウェー	米国
規制機関	欧州エネルギー規制機関間協力庁(ACER)	英ガス・電力市場局(Ofgem)	市場透明化機関(MKT)	ノルウェー水資源・エネルギー局(NVE)	米連邦エネルギー委員会(FERC)
主な法律	・REMIT	・REMIT ・REMIT執行規則(イギリス国内法)	・REMIT ・ドイツ取引所法 ・2012年ドイツ改正エネルギー事業法	・REMIT ・ノルウェーエネルギー法	・2005年エネルギー政策法
取引所に対する規制	REMITに基づいて、各国規制機関が監督を実施。	REMITに基づき、Ofgemが監督を実施。	・REMITに基づき、MKTが監督を実施。 ・取引所が存在する州の規制当局が取引所を監督(ドイツ取引所法第3条)。ドイツ取引所法第3条)。EEXについてはザクセン州政府が監視を実施。	・ノルウェーエネルギー法に基づき、取引所に市場監視機能を設置。 ・ノルウェー水資源・エネルギー局がNord Pool Spotに対して取引所業務のライセンスを付与。	FERCはRTO/ISOが運営する卸電力市場に対する規制・監督を実施。
取引情報の報告義務	REMITに基づいて、市場参加者に対し取引情報の提出(REMIT第8条)や登録を義務づけ(同第9条)。	REMITに基づいて、市場参加者に対し取引情報の提出(REMIT第8条)や登録を義務づけ(同第9条)。	REMITに基づいて、市場参加者に対し取引情報の提出(REMIT第8条)や登録を義務づけ(同第9条)。	REMITに基づいて、市場参加者に対し取引情報の提出(REMIT第8条)や登録を義務づけ(同第9条)。	事業者は、Order2001に基づき、全ての電力取引に関する4半期毎の報告が義務付け。RTO/ISOの市場監視ユニットとFERCは、取引情報を共有。
不公正取引の禁止	相場操縦	相場操縦を規制するREMIT第5条が直接適用	相場操縦を規制するREMIT第5条が直接適用	相場操縦を規制するREMIT第5条が直接適用	2005年エネルギー政策法第1283条に基づき、FERCが相場操縦を規制。関連情報については、RTO/ISOへの報告義務がある。インサイダー情報を利用して相場操縦を行った場合には、2005年エネルギー政策法第1283条違反となる。
	インサイダー取引	インサイダー取引を規制するREMIT第3条が直接適用	インサイダー取引を規制するREMIT第3条が直接適用	インサイダー取引を規制するREMIT第3条が直接適用	インサイダー取引を規制するREMIT第3条が直接適用

出典：電取委 第1回制度設計専門会合資料より

電力事業の概略

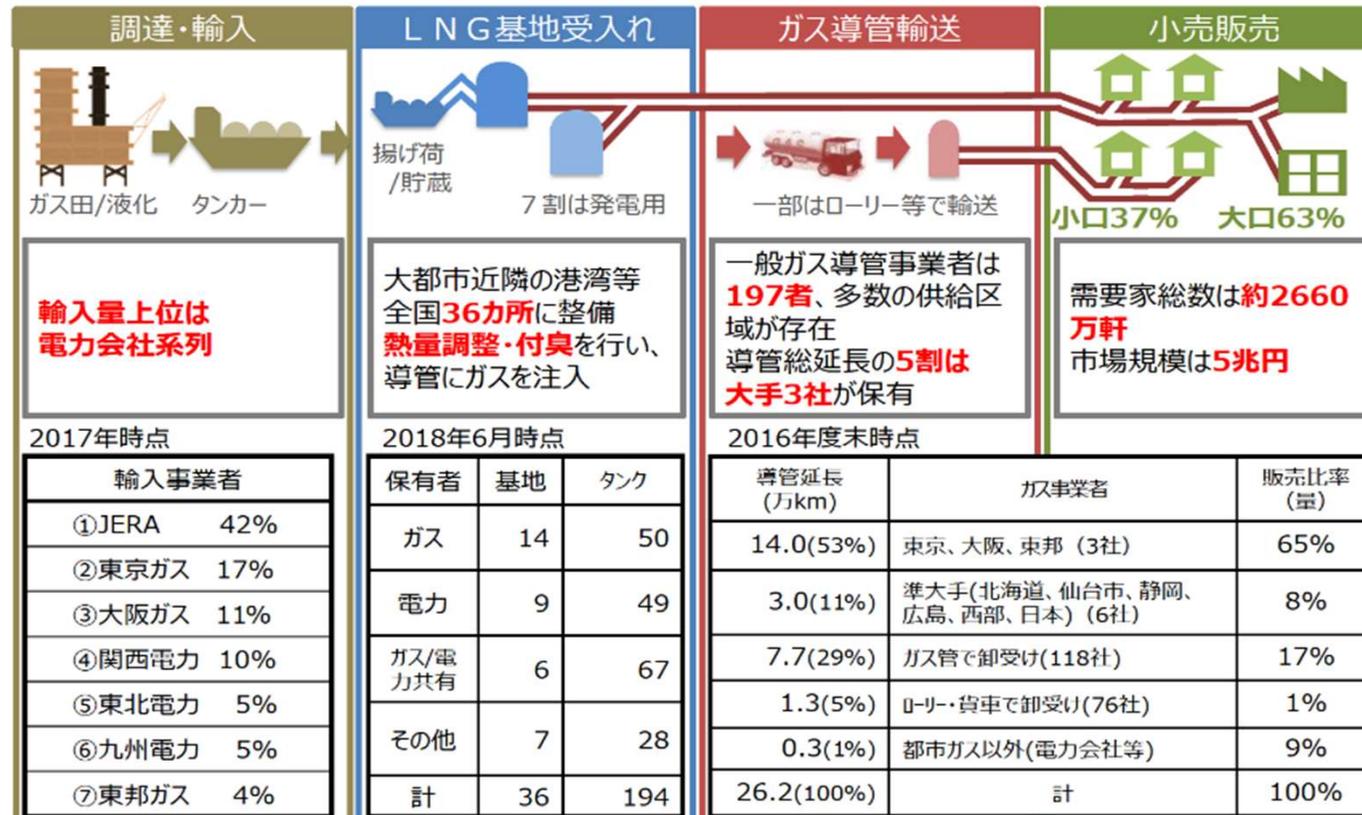
電気事業法上，①発電事業，②送配電事業，③小売事業と大きく3つに分類



図の出典：経済産業省資源エネルギー庁「電力システム改革について」（2015年11月）

ガス事業の概略

ガス事業法上，①ガス製造事業，②導管事業，③小売事業と大きく3つに分類

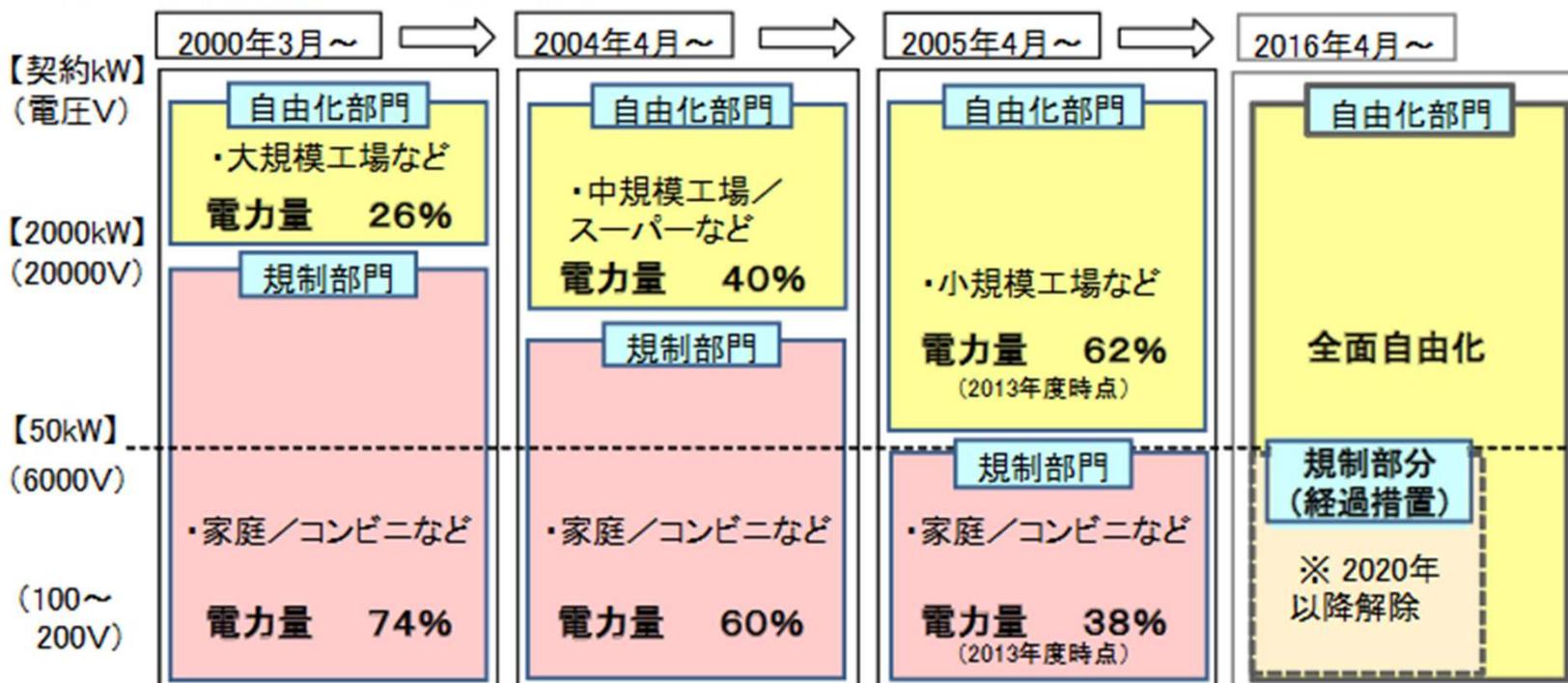


図の出典：経済産業省資源エネルギー庁「ガスシステム改革の現状と今後の課題について」（2018年9月20日）

電力自由化

2016年4月 電気の小売業への参入が全面自由化（卸規制も撤廃）

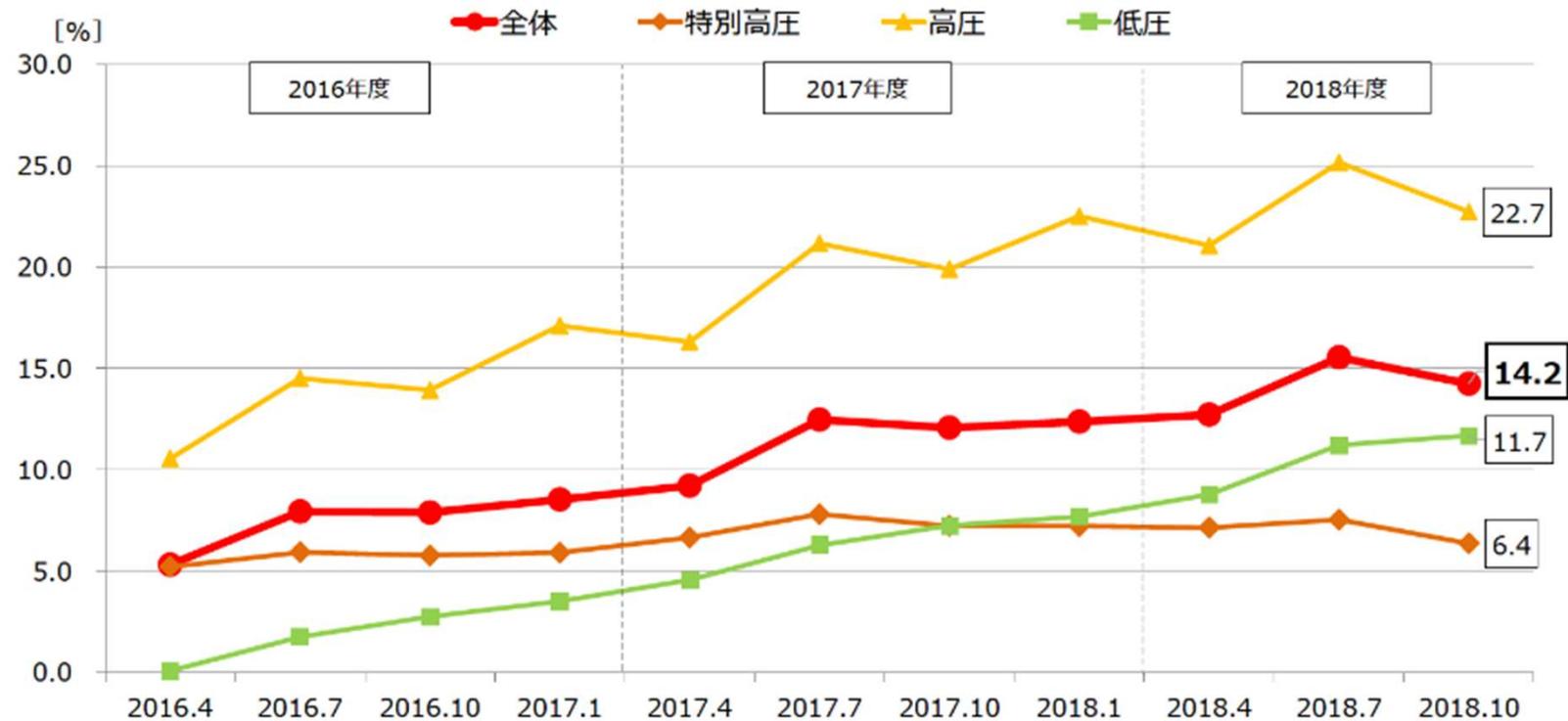
＜電力の小売販売の自由化の歴史＞



図の出典：経済産業省資源エネルギー庁「電力システム改革について」（2015年11月）

電力自由化の進捗

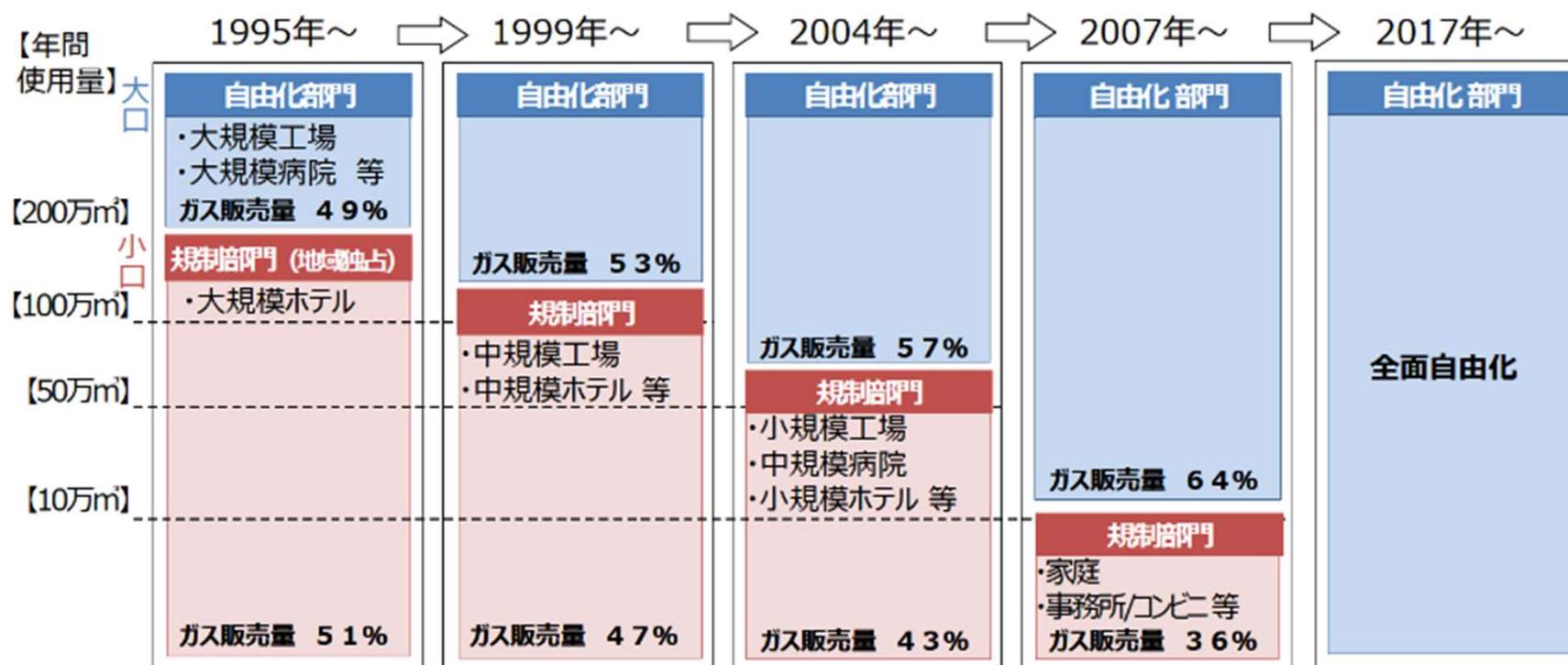
低圧部門を中心に、新電力のシェアは全体として増加傾向



出典：第15回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会資料より

ガスの自由化

2017年4月 ガスの小売業への参入が全面自由化（卸規制は既に撤廃）

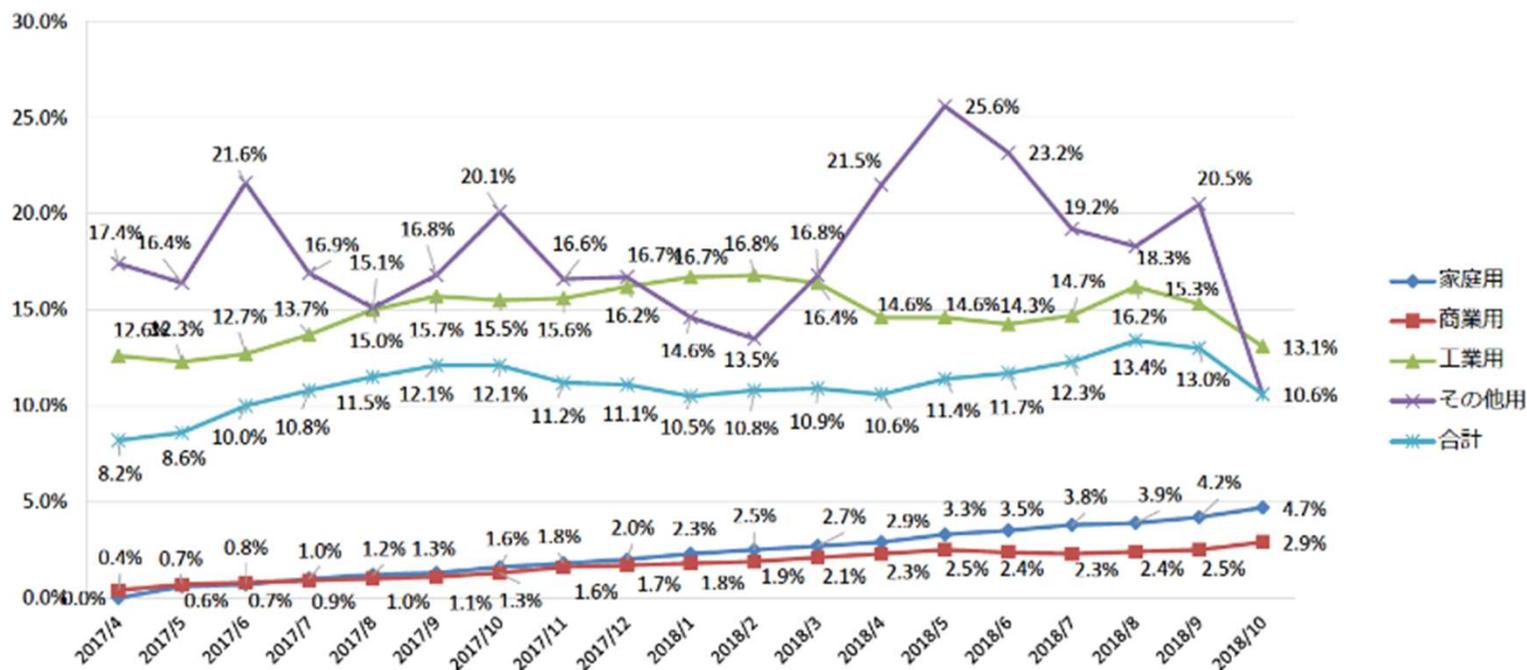


図の出典：経済産業省資源エネルギー庁「ガスシステム改革の現状と今後の課題について」（2018年9月20日）

ガス自由化の進捗

新規者のシェアは、電力ほどではないものの、一定の増加がみられる

販売量に占める新規小売の割合



※ 1 その他用とは、商業用、工業用に当たらない官公庁、学校、大公使館、試験研究機関、病院等向けに販売した量を指す。

出典：第15回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会資料より

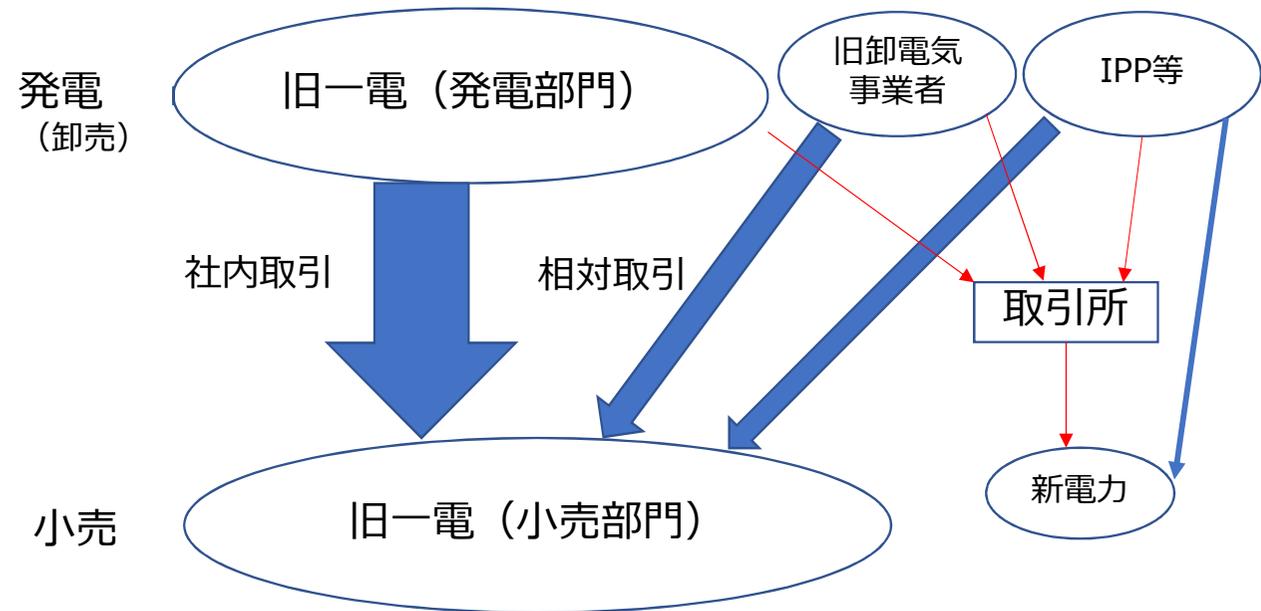
- 1 はじめに
- 2 電力の卸市場の課題と取組み**
- 3 ガスの卸市場の課題と取組み
- 4 具体的事例～東電EP相場操縦～
- 5 まとめ

電力の卸市場～概観～

大手電力会社（旧一電）は、その多くが発電・小売の垂直統合であり、エリア内で電源の大宗を確保している



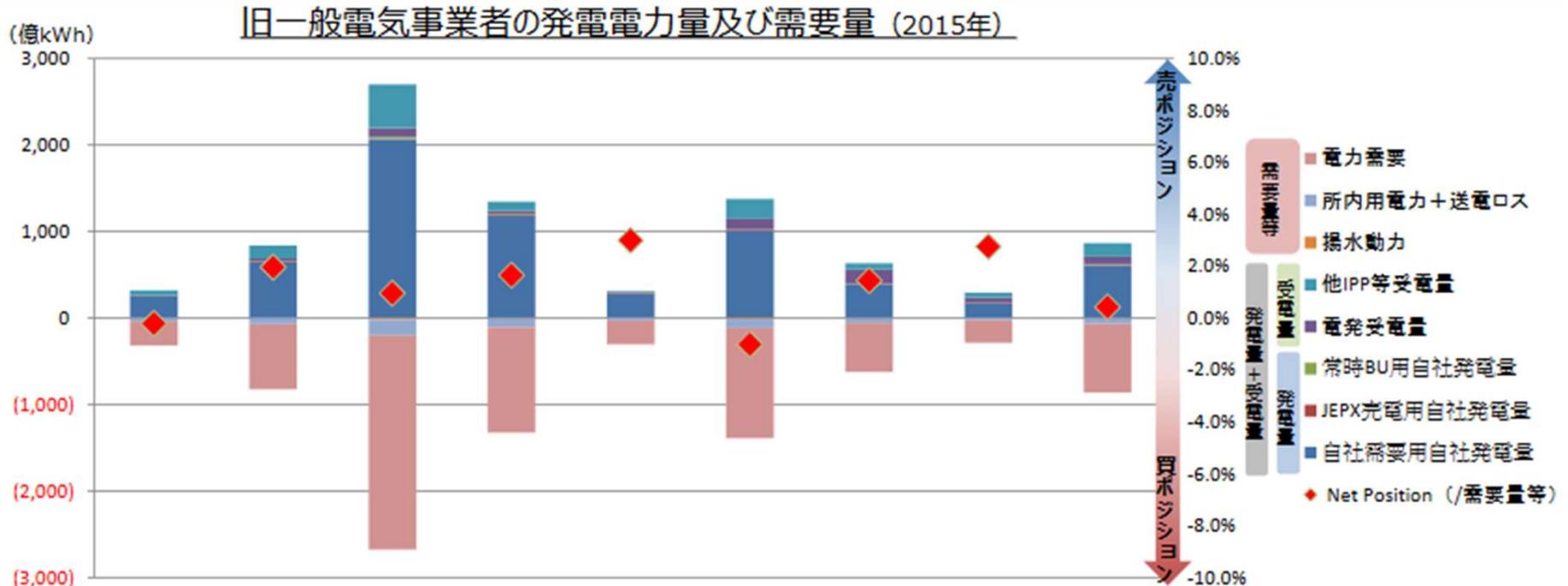
エリア内での状況（典型的イメージ）



左図の出典：経済産業省資源エネルギー庁ホームページ

卸市場の課題～閉鎖的な市場構造～

大手電力会社（旧一電）は、発電市場・小売市場でエリア内シェアの大宗を占めており、新電力への卸売りのニーズに乏しい



出典：電力調査統計データ等より事務局分析 注：上記は常時バックアップでの売電や取引所取引の結果としての、発電量+受電量と需要量のバランスを提示したものであり、買いポジションである会社も供給力が不足しているということではない。経済的差し替えにより、自社電源の代わりに取引所調達をしている様子を示したもの。

出典：電取委 第8回制度設計専門会合資料より

＜参考＞卸市場の全体像

電力市場の全体像



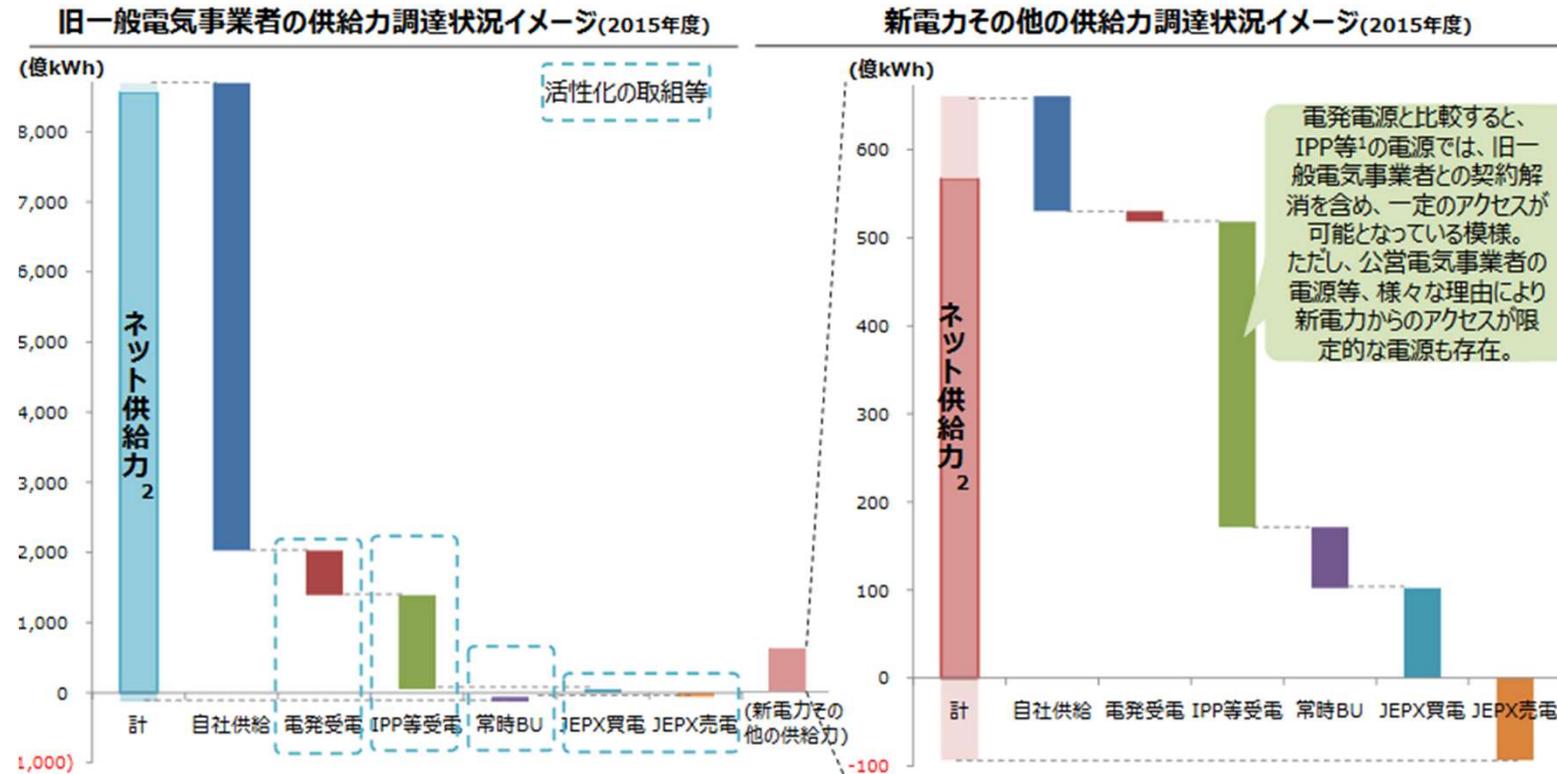
卸市場に関する取組み～概要～

全面自由化以前から、新電力に対する卸売り（相対取引・取引所取引）を促すような取組みが順次実施されてきた

時期	対象取引	取組みの内容
…1999年～	相対	常時バックアップ（一定量の相対取引の締結）
2013年頃～	取引所	余力を限界費用でスポット市場に投入
	相対	電発電源の切出し（旧卸電気事業者の比較的安価な電源の切出し）
2017年～	取引所	グロス・ビディング（社内取引の一部をスポット市場経由で実施）
2019年～ （予定）	相対・取引所	ベースロード市場（比較的安価な電源の先渡し）

卸市場に関する取組み～常時バックアップ～

旧一電は、供給エリア内の新電力に対し、一定の範囲（特高・高圧：3割程度、低圧：1割程度）での相対の卸売りをを行っている（常時バックアップ）



出典：電取委 第10回制度設計専門会合資料より

<参考> 電力ガイドライン

第二部 II 1 (1) ②

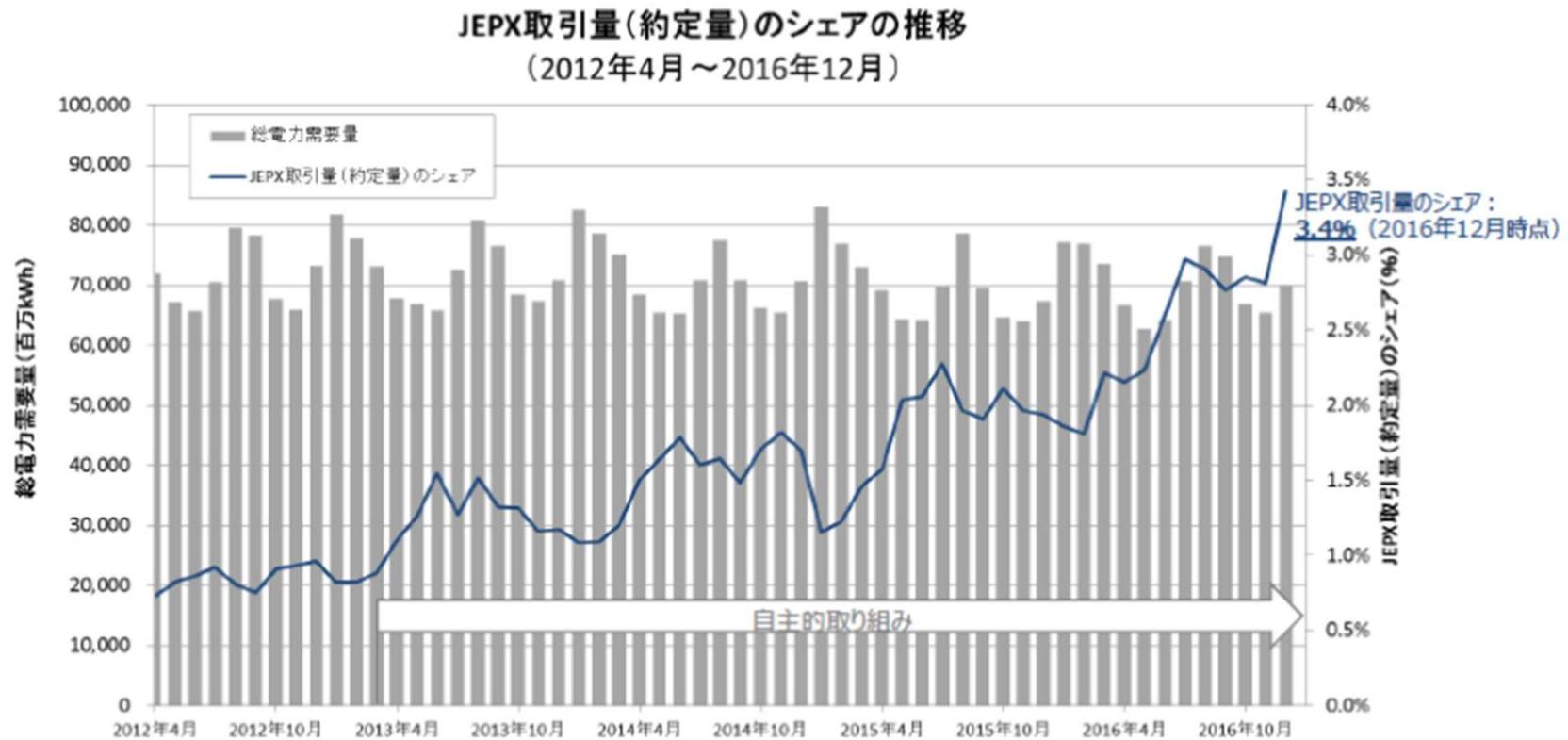
区域において一般電気事業者であった発電事業者が他の小売電気事業者に対して行う常時バックアップについては、電気事業法上規制をされていないが、電気事業の健全な発達を図る観点から、他の小売電気事業者が新たに需要拡大をする場合に、その量に応じて一定割合（特高・高圧需要：3割程度、低圧需要：1割程度）の常時バックアップが確保されるような配慮を区域において一般電気事業者であった発電事業者が行うことが適当である。

（中略）

常時バックアップの価格については、ベース電源代替としての活用に資するよう、基本料金を引き上げ、従量料金を引き下げるよう見直しが行われたところである。電力小売の自由化により新規参入した小売電気事業者があまりに過度に相当の長期間にわたって常時バックアップに依存することは望ましくなく、卸電力取引所など卸電力市場の活性化により、今後は、小売電気事業者が小売供給に必要な電力を十分確保できる環境を整備することが期待されている。ただし、そのためには、例えば卸電力取引所における取引を十分に厚みのあるものにするための環境整備や市場監視が十分になされることなどの条件が整うことが必要となる。

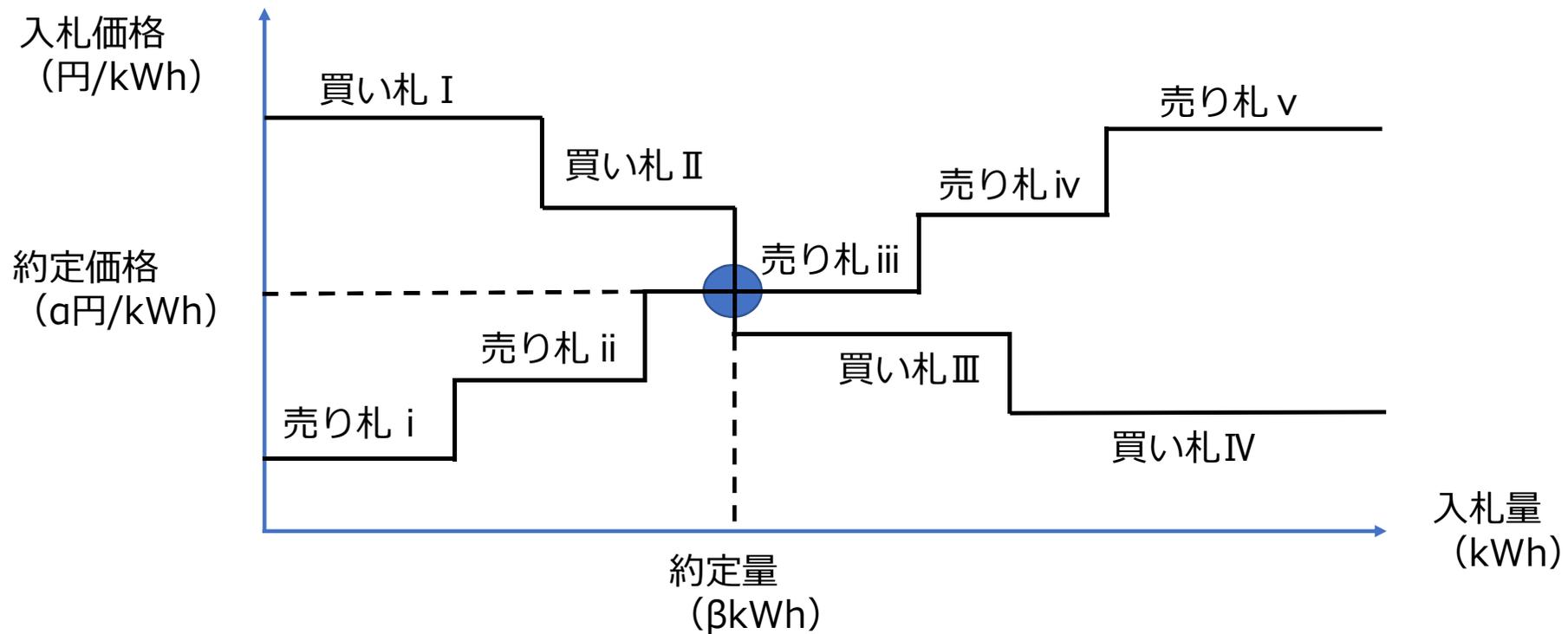
卸市場に関する取組み～スポット市場～

旧一電は、余力を限界費用によりスポット市場に投入（自主的取組み）



<参考> シングルプライスオークション

卸取引所のスポット市場では、シングルプライスオークションがとられており、Price Takerであれば限界費用で売り入札を行うのが経済合理的



<参考> 卸市場のHHI

日本全国の卸（発電）市場のHHIは1,500程度であるが、実際の市場構造に照らせば、決して全国的に競争が活発というわけではない

単一卸電力市場毎のHHI

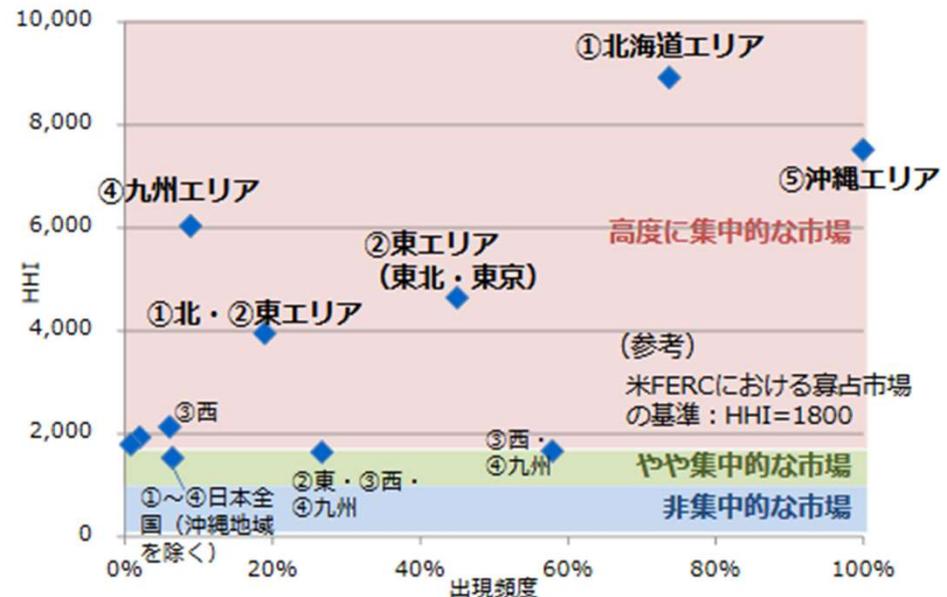
- 日本全国（沖縄地域を除く）では、HHIは約1,500と競争的な卸電力市場が形成されているが、その出現頻度は6%程度。

単一発電市場	出現頻度			HHI
	全時間帯	昼間	夜間	
①北海道エリア	74%	64%	88%	8,917
③西・④九州エリア	58%	55%	61%	1,664
②東エリア (東北・東京)	45%	38%	55%	4,643
②東・③西・④九州エリア	27%	24%	30%	1,642
①北・②東エリア	19%	26%	9%	3,951
④九州エリア	9%	11%	6%	6,036
①～④日本全国（沖縄除く）	6%	9%	3%	1,531
③西エリア (中部・北陸・関西・中国・四国)	6%	9%	2%	2,131
②東・③西エリア	2%	1%	3%	1,933
①北・②東・③西エリア	1%	1%	1%	1,788
⑤沖縄エリア	100%	100%	100%	7,516

※連系線から流入する電力はHHI計算の際に含んでいない。

各単一卸電力市場の分布（全時間帯での出現頻度×HHI）

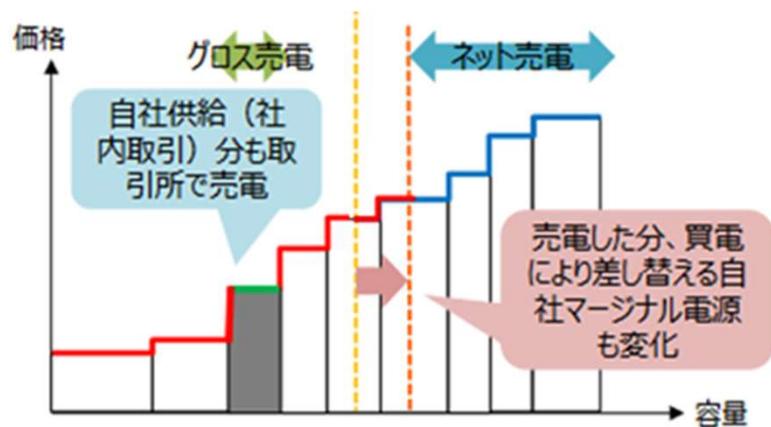
- ①北海道エリア、②東エリア、①北・②東エリア、④九州エリア、⑤沖縄エリアは、その出現頻度、HHI値が高く寡占的な単一卸電力市場となっている。



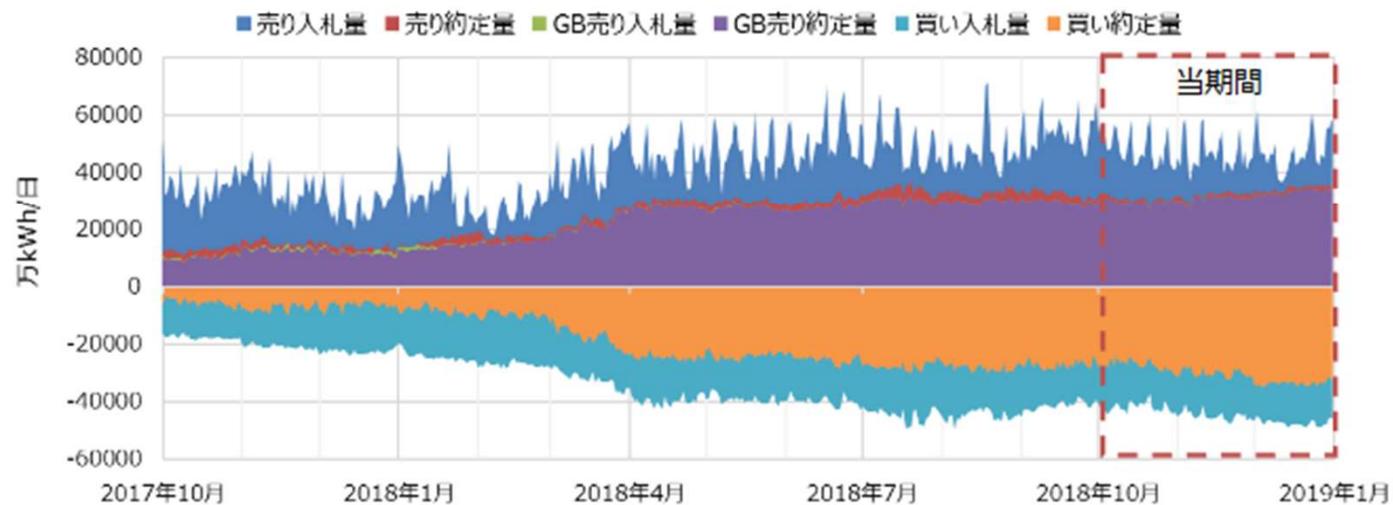
卸市場に関する取組み～グロス・ビディング～

グロス・ビディングにより、スポット市場の取引量は一気に増加

グロス・ビディングの考え方



旧一般電気事業者による入札量・約定量の推移
(2017年10月1日～2018年12月31日)



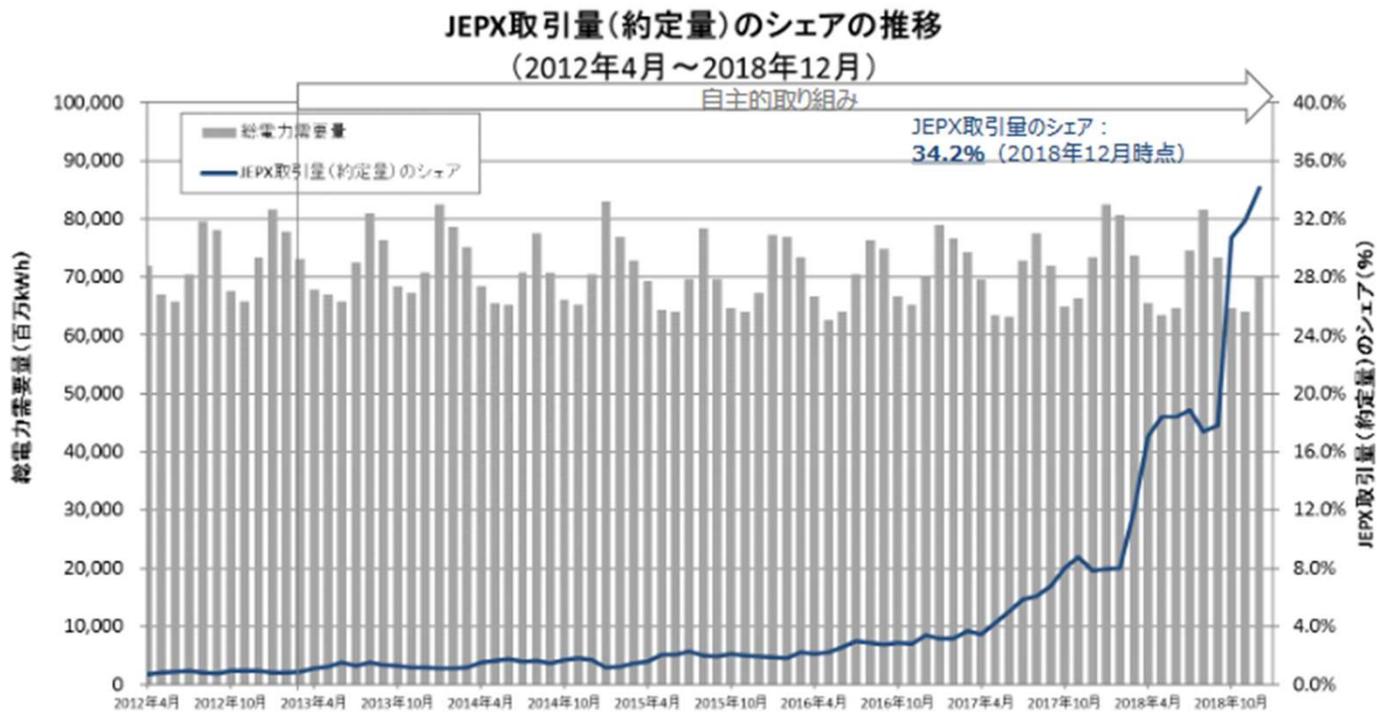
<参考> 卸市場の最新動向

			今回の御報告内容	参考		
			2018年10月～12月	前年同時期 (2017年10月～12月)	2017年度 (2017年4月～2018年3月)	2016年度 (2016年4月～2017年3月)
卸電力取引所	スポット市場	入札				
		売り入札量前年同時期対比	2.3倍	1.3倍	1.4倍	1.1倍
		買い入札量前年同時期対比	2.5倍	2.0倍	1.9倍	1.6倍
		約定量	637億kWh	163億kWh	586億kWh	230億kWh
		約定量前年同時期対比	3.9倍	2.9倍	2.6倍	1.5倍
	平均約定価格 (システムプライス)	9.91円/kWh	9.34円/kWh	9.72円/kWh	8.46円/kWh	
	東西市場分断発生率	84.9%	71.2%	70.5%	56.8%	
	市場前	約定				
		約定量	4.9億kWh	5.3億kWh	22.3億kWh	16.6億kWh
		平均約定価格	10.06円/kWh	9.80円/kWh	9.98円/kWh	8.76円/kWh
	販売電力量に対するシェア	32.3%	8.2%	7.1%	2.9%	
(参考) 小売市場	電力販売	電力量	1,988億kWh	2,048億kWh	8,603億kWh	8,473億kWh
		新電力	287億kWh	253億kWh	1020億kWh	662億kWh

※ 出所：電力調査統計、電力取引報

出典：電取委 第37回制度設計専門会合資料より

＜参考＞取引所の最新動向



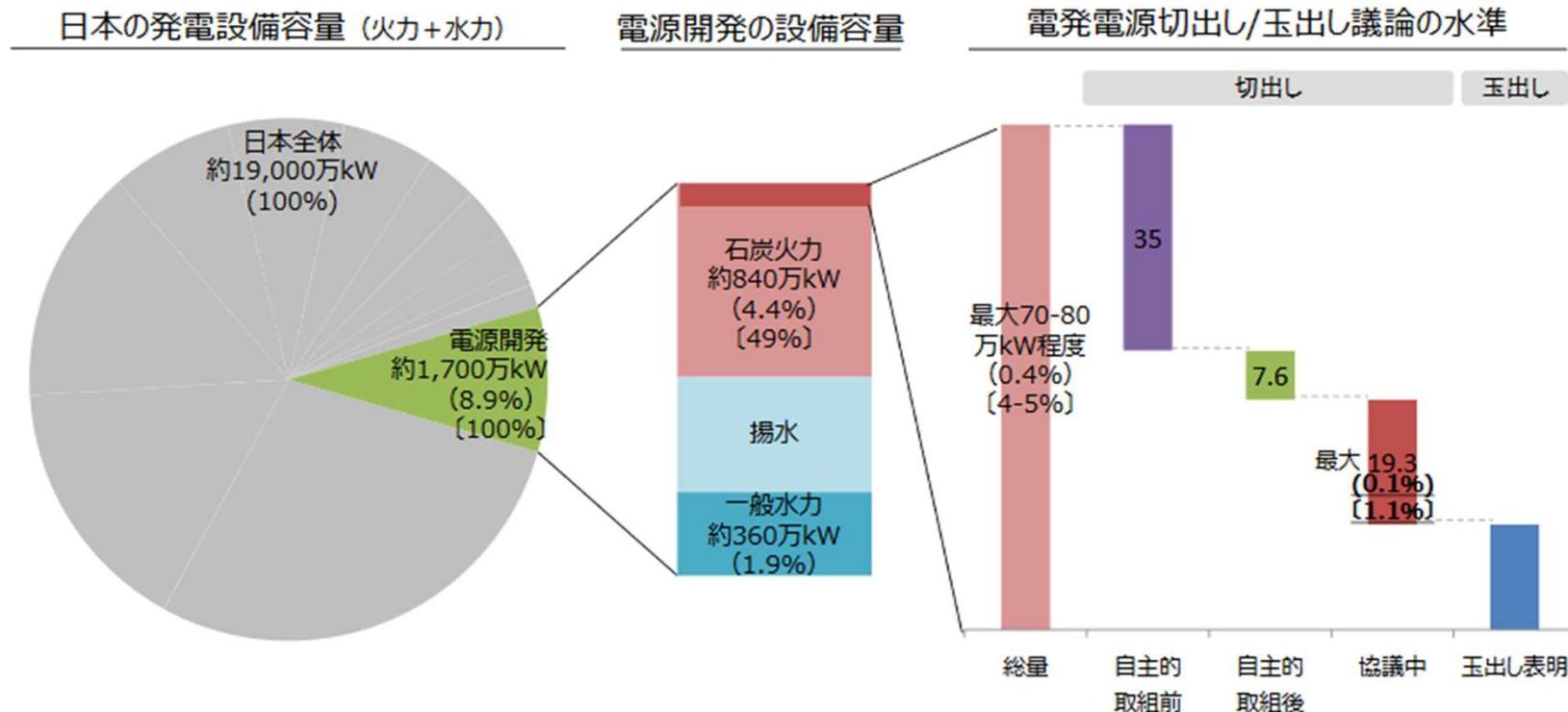
※本資料では紙幅の関係から触れていないが、卸市場に関連する施策として間接オークションがあり、これにより近時取引量が飛躍的に伸びている

JEPX取引量(約定量)のシェアの前年同時期対比

2017年			2018年											
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2.8倍	3.1倍	2.3倍	2.5倍	2.5倍	3.3倍	4.9倍	4.4倍	3.7倍	3.2倍	2.9倍	2.6倍	3.8倍	3.6倍	4.4倍

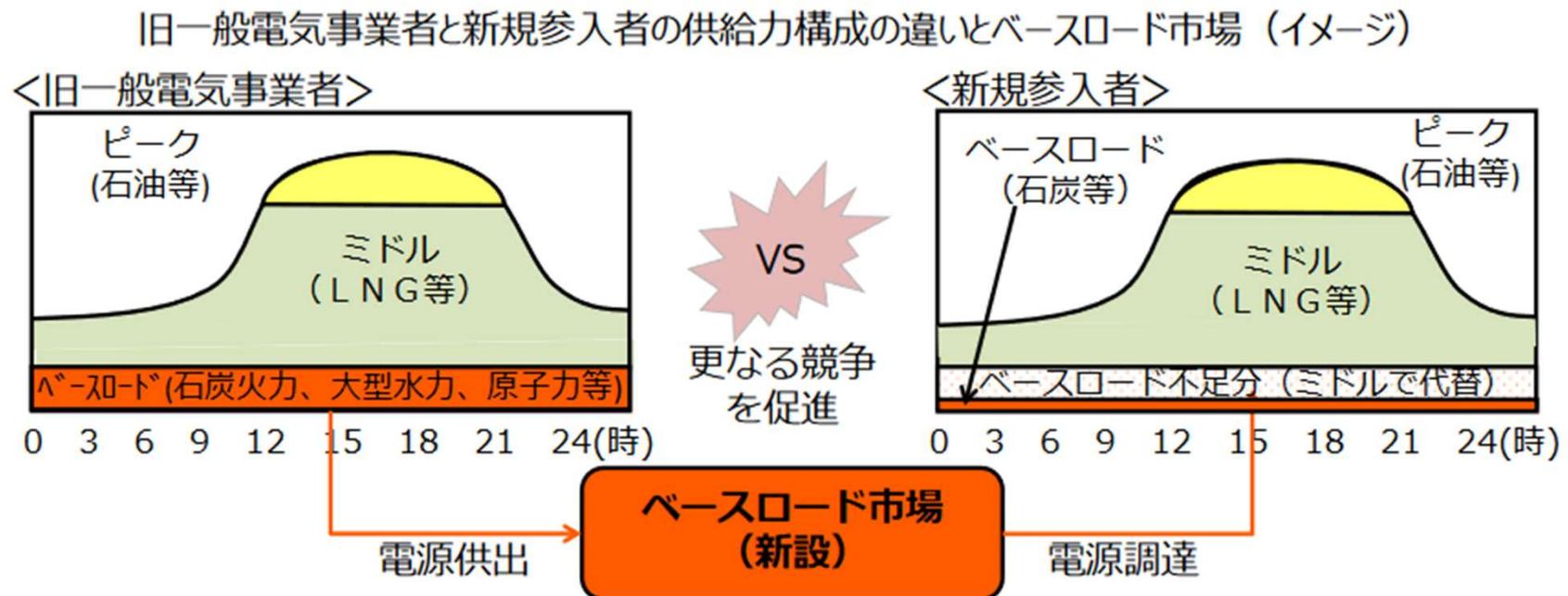
卸市場に関する取組み～電発電源の切出し～

電源開発の保有するベースロード電源について，新電力も契約できるように，
相対契約の一部を解除する（電発電源の切出し）という取組みが行われてきた



<参考> ベースロード市場

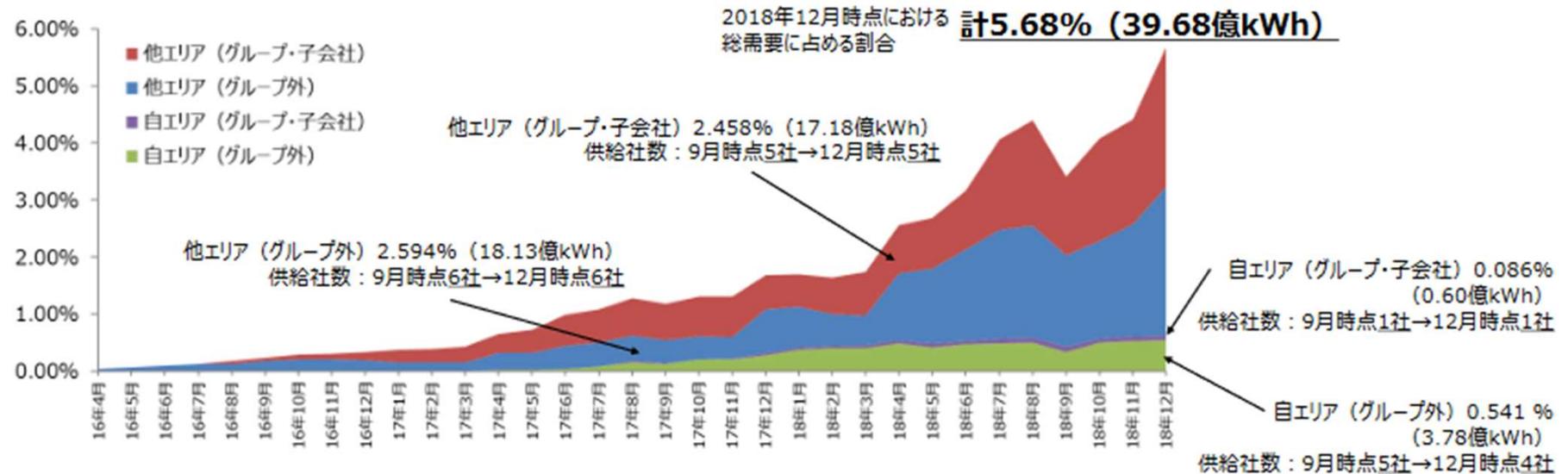
安価なベースロード電源について，新電力もアクセスしやすくするように，2019年にベースロード市場が創設される見込み



＜参考＞ 相対取引の傾向

総需要に占める相対取引による供給量の割合及び相対取引による供給社数の推移

- 12月時点で総需要の5.68% (39.68億kWh)。
- グループ外3.14% (21.91億kWh) は新電力需要(12月時点シェア14.8%、104億kWh)中の21.1%を占める。
- なお、総需要に占める常時BU販売電力量の割合は1.5% (10.73億kWh) となっている。



出所：旧一般電気事業者からの提供情報

卸市場の新たな動き～JERAの誕生～

2019年4月1日，東京電力フュエル&パワー株式会社および中部電力株式会社の国内における既存火力発電事業等の統合

＜統合までの経緯＞

時期	出来事
2015年4月30日	株式会社JERA設立 …両社の新規の燃料上流事業開発・燃料調達事業、新規の海外発電事業開発、国内火力発電所の新設・リプレース事業を統合
2015年10月1日	両社の燃料輸送事業、燃料トレーディング事業を統合
2016年7月1日	両社の既存燃料事業（上流事業、調達事業等）や既存海外発電・エネルギーインフラ事業を統合
2018年2月27日	両社の既存火力発電事業等の統合に関する合意
2019年4月1日	両社の既存火力発電事業等を統合

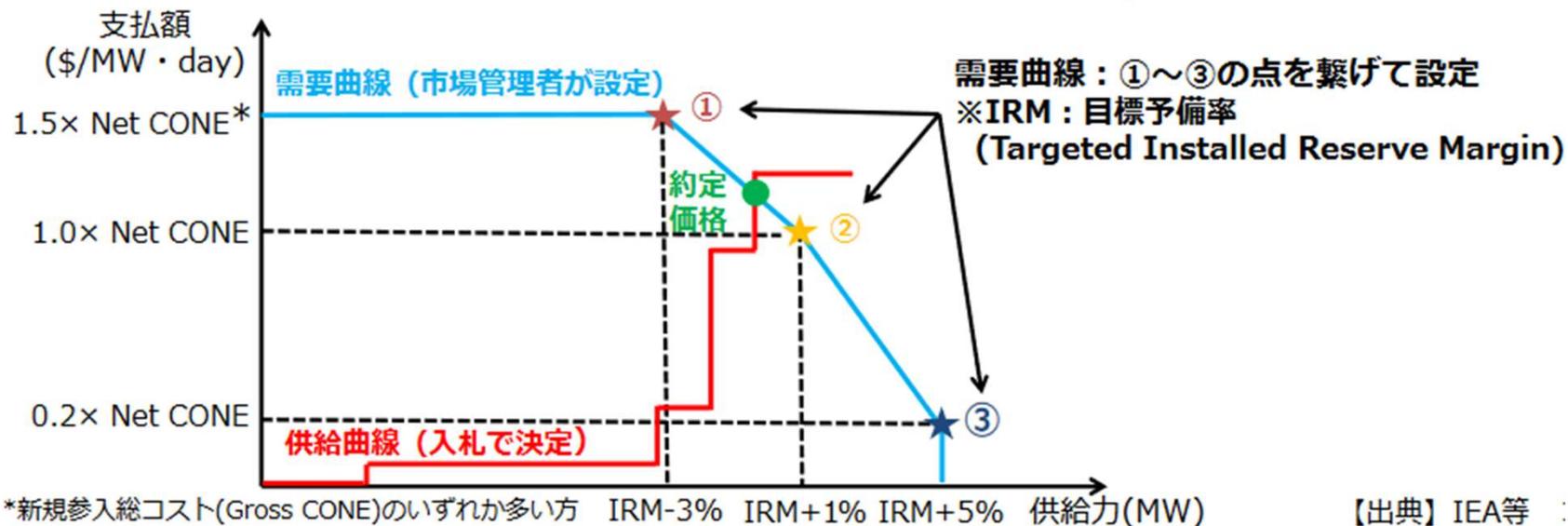
燃料の上流・調達から発電、
電力・ガスの卸販売に至る一
連のバリューチェーン

卸市場の新たな動き～容量市場の検討～

電源投資について、一定の投資回収の予見性を確保するための仕組みとして、集中型の容量市場の導入が現在検討されている

【米国PJMにおけるCONE及び需要曲線の設定方法】

Net CONE：卸電力市場・調整力市場からの収入を除く新規参入コスト÷(1-事故停止率)

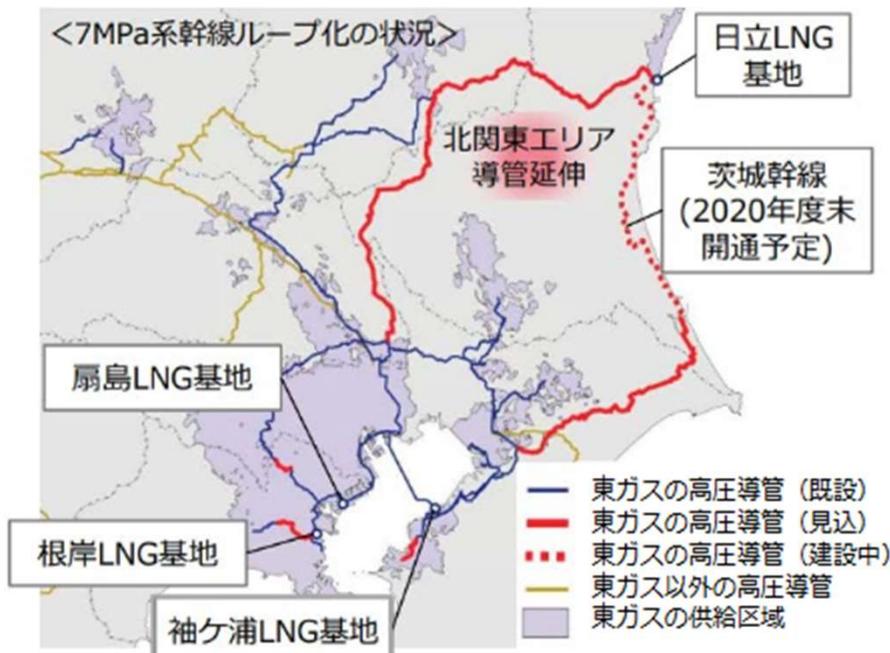


- 1 はじめに
- 2 電力の卸市場の課題と取組み
- 3 ガスの卸市場の課題と取組み**
- 4 具体的事例～東電EP相場操縦～
- 5 まとめ

ガスの卸市場～電気との異同～

ガスの卸市場には取引所がなく全て相対の卸売りであり、主要な売り手としては大手都市ガス会社のほかに旧一電がいる

東京ガス（東京地区等）周辺のインフラ整備状況



当該エリアの主要な卸売事業者

- 東京ガス
- 東電EP
- 東電FP (JERAに承継予定)

当該エリアの主要な小売事業者

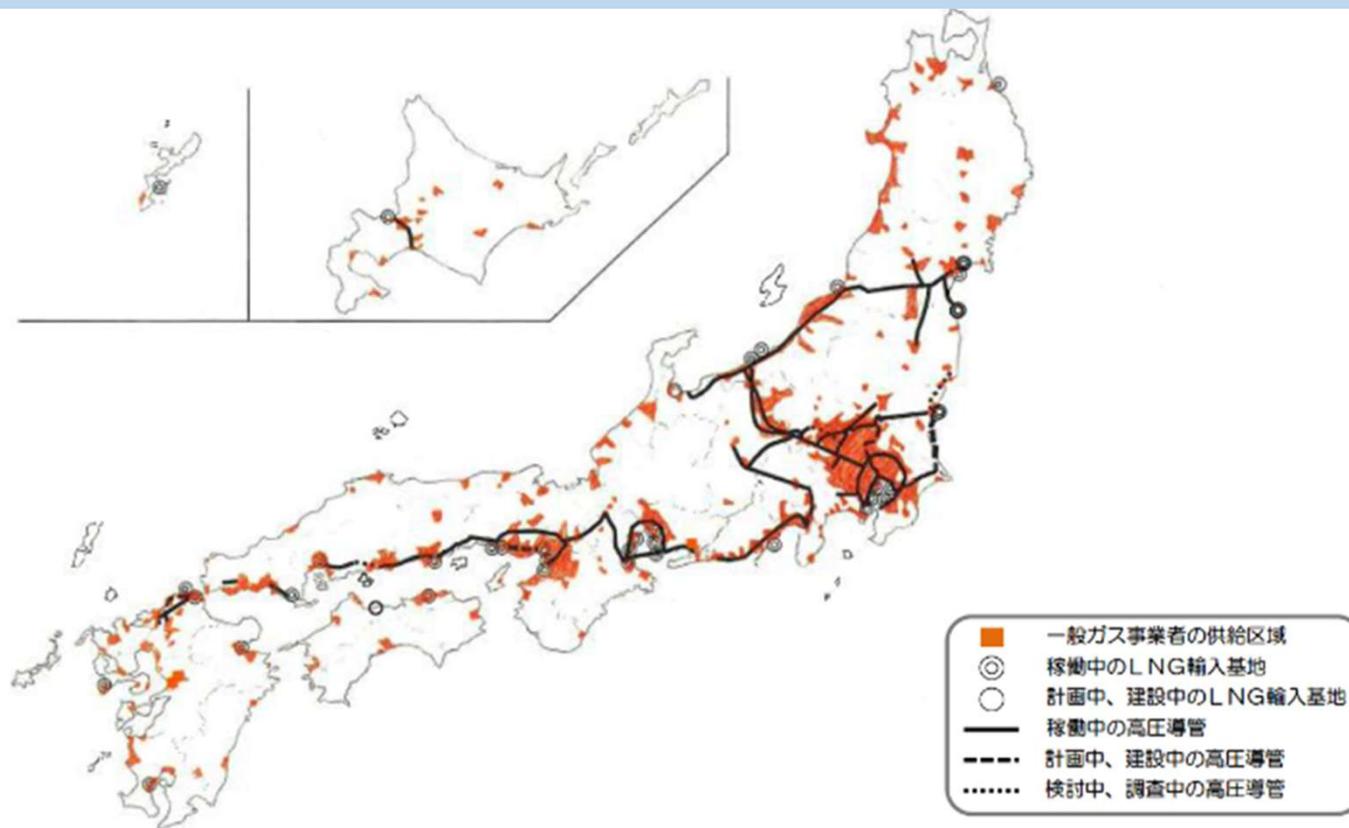
- | | |
|-------------|--------------------|
| ● 東京ガス | ● ガスパル |
| ● 東電EP | ● ファミリーネットジャ
パン |
| ● JXTGエネルギー | ● 日本FS |
| ● 北日本ガス | ● HTBエナジー |
| ● 東日本ガス | ● イーレックス |
| ● レモンガス | ● CDエナジーダイレクト |
| ● 河原実業 | ● エネックス |
| ● 三愛石油 | ● 中央電力 |
| ● 新日本ガス | ● PinT |
| ● 東彩ガス | |
| ● 日本ガス | |

<参考> 電気とガスの相違点

都市ガス事業	事業構造	電気事業
<ul style="list-style-type: none"> ・約5兆円(家庭用:2.4兆円、産業用:2.6兆円) 	市場規模	<ul style="list-style-type: none"> ・約18兆円(家庭用:8兆円、産業用:10兆円)
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス導管の敷設は国土面積の6%強 	供給区域	<ul style="list-style-type: none"> ・送配電網が可住区域(国土の約3割)を網羅
<ul style="list-style-type: none"> ・一般ガス導管事業者は197社と多数 ・東京、大阪、東邦の大手以外は、大半が中小規模 	NW事業者数	<ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者は10社のみ
<ul style="list-style-type: none"> ・地域によりLPガス、オール電化、灯油と競合(普及率:約50%) ・保安による制約が大きい 	他エネルギーとの競合等	<ul style="list-style-type: none"> ・ほぼ全ての世帯で使用(普及率:ほぼ100%)
<ul style="list-style-type: none"> ・小口(家庭向け)は地域独占・料金規制 ・大口は1995年から段階的に自由化 →2017年4月1日から小売全面自由化 	小売規制の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・小口(家庭向け)は地域独占・料金規制 ・大口は2000年から段階的に自由化 →2016年4月1日から小売全面自由化
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス導管は各地域で許可された都市ガス会社が地域独占で整備 	ネットワーク規制	<ul style="list-style-type: none"> ・送配電網は各地域で許可された電力会社が地域独占で整備

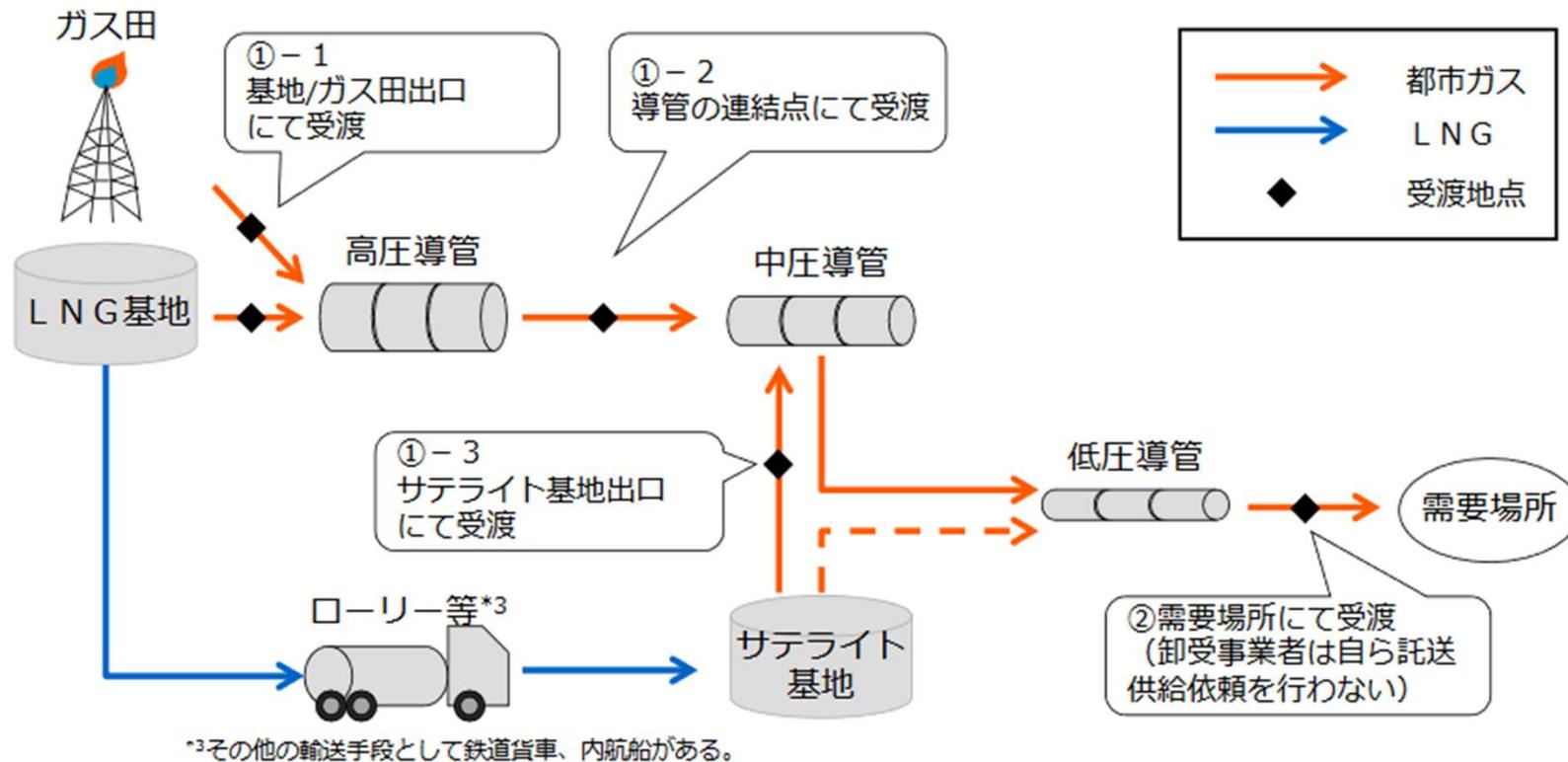
<参考> 都市ガス導管網の整備状況

都市ガスの供給区域は国土の6%強であり，東京-名古屋間は未接続



<参考> 卸売りの形態

電気と異なり託送供給も含めたワンタッチ卸という卸売り形態などもある



<参考> ガス小売市場への新規参入

電力とガス（他エリア都市ガス／LPガス）の共同による新規参入がみられる

- 2017年8月、東京電力EPとニチガスが、共同出資し、新規参入者向けに、都市ガスの調達や販売に必要な機能・ノウハウなどの事業運営基盤（プラットフォーム）を提供する「東京エナジーアライアンス株式会社」を設立。
これまで、実際に約20社がTEAを活用してガス小売事業に参入。5万件を超える契約を獲得しており、さらに他エリアへの進出を検討中。
- 2018年4月に中部電力と大阪ガスが共同出資によりCDエナジーダイレクトを設立し、6月から首都圏における家庭用・ビジネス用の電気・ガス等の販売事業を開始。これまでに電気・ガス合計で5.6万件を獲得。2018年7月から東急パワーサプライとガスの取次販売を開始し、また、2019年1月には、「読売KODOMO新聞」と電気をセットで販売する商品「KODOMO新聞でんき」を読売新聞社と共同開発するなど、異業種との連携がみられる。
- 2019年1月、JXTGエネルギーは、2月1日から東京ガス株式会社の供給エリア（一部除く）を対象に、家庭向け都市ガス「ENEOS都市ガス」の申込受付を開始することを発表。
- 2019年1月、石巻ガスと東北電力は、電力・ガス販売の業務提携に関する基本契約を締結。石巻ガス供給エリアにおける法人顧客を対象に、共同でガスの販売拡大に向けた営業活動を行うこと等を発表。

ガスの卸市場～東京EAによる卸売り等～

東京EAによる卸売りなど，大規模需要地を中心に卸売分野で動きがみられる

ガス卸取引の競争が発生しているエリア

	①	②	③	④
エリア 類型	◆複数の卸売事業者が保有するLNG基地と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたがずに接続されているエリア	◆複数の卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたいで接続されているエリア	◆単独の卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、複数の供給区域をまたいで接続されているエリア	◆卸売事業者が保有するLNG基地/ガス田と供給区域の導管が、接続されていないエリア（ローリー等にてLNG供給）
	◆東京ガス（東京地区等） ◆大阪ガス ◆東邦ガス ◆西部ガス（福岡地区）	◆仙台市ガス局 ◆関東・北信越、関西、中部エリアの3G等	◆②に該当しない3G	◆①②に該当しない2G ◆4G
競争 環境の 概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京エリアでは東京EAがワンタッチ卸による供給を積極的に実施。 ● その他のエリアでの卸売事業者のスイッチング実績は限定的 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関東エリアでは、卸売事業者のスイッチングが発生 ● その他のエリアでの卸売事業者のスイッチング実績は限定的 	<ul style="list-style-type: none"> ● 卸取引の競争は発生していない 	<ul style="list-style-type: none"> ● ガス卸取引の競争は発生していない ● LNGの卸競争は発生

11

卸市場に関する取組み～LNG基地の利用促進～

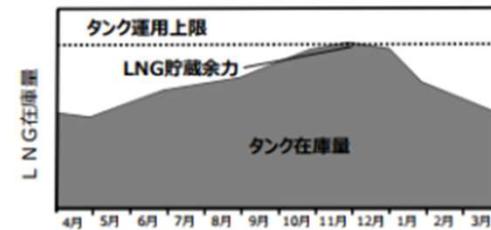
全面自由化と同タイミングでLNG基地の第三者利用が法定されたものの、実利用に向けて課題があったことから、利用促進の検討が行われた

各項目に対する措置の概要

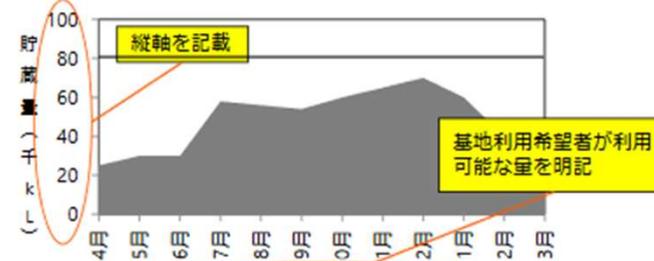
①	製造設備の余力	<p>リスク容量の設定に疑義のある事業者に合理的な説明および是正を要求 -既に当該事業者は改善済み</p> <p>毎年度定量的な情報に基づき余力見通しを公表しない事業者は是正を要求 -既に当該事業者は改善済み</p> <p>余力見通し公表時に定量的な情報を開示することをガイドラインに望ましい行為として明記</p>
②	基地利用料金	<p>基地利用料金の概算額等を早期に通知することをガイドラインに望ましい行為として明記</p> <p>ルームシェア方式の貯蔵料金に適切な課金標準を用いることをガイドラインに望ましい行為として明記</p> <p>年度配船計画策定時の調整に伴い発生する貯蔵料金の変動を適用する方法についてガイドラインに望ましい行為/問題となる行為を明記</p>
③	事前検討申込時に必要な情報	<p>LNG船やLNG性状等申込時点で利用希望者が把握できない可能性がある情報については、原則任意での提供とするように製造事業者と約款の変更を要求</p>

液化貯蔵設備の余力見通しの改善のポイント

改善前(例)

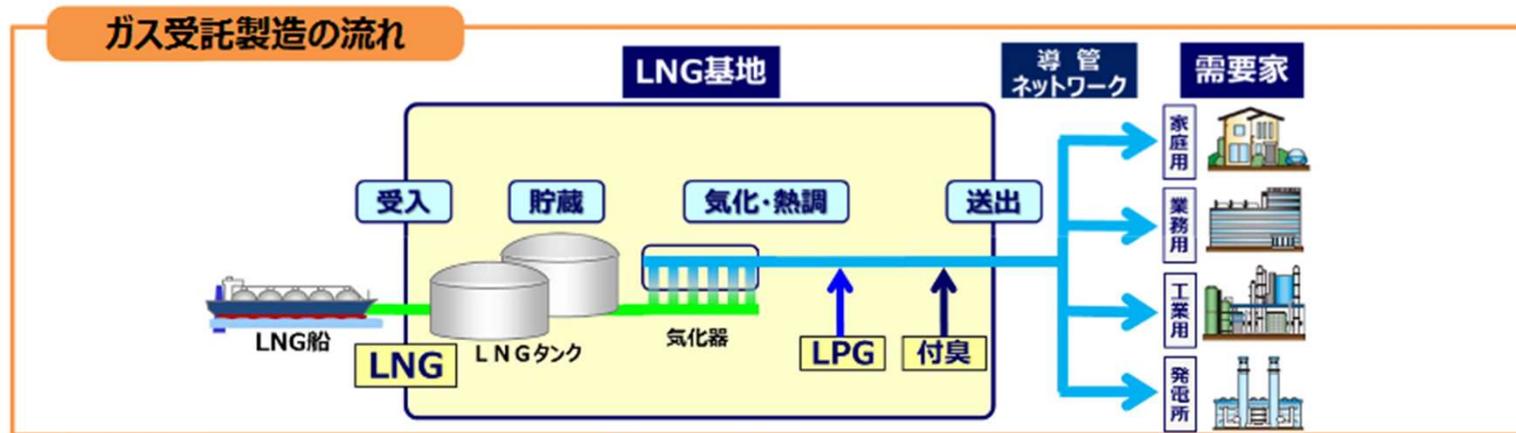


改善後(例)



〇〇基地では、
 ルームレント方式の場合、●千kL(容量ベース)
 ルームシェア方式の場合、▲千kL(受入量ベース)
 の受入となる見込みです。なお、上記は特定の条件での場合であり、それ以外の条件においても、ご利用が可能な場合がございます。詳細についてはお問合せください。

<参考> LNG基地の第三者利用～



料金算定に当たっての指標の例

費用項目	指標の例 (注)
①受入設備	LNG船受入回数、LNG船棧橋占有日数 LNG船着棧時間、LNG受入量
②貯蔵設備	LNGタンク利用容量、LNGタンク占有率、LNG貯蔵量
③気化設備	最大時ガス量、気化ガス量
④熱調・付臭設備	最大時ガス量、増熱用LPG想定必要量

(注1) 基地の設備状況等により、これら以外の事項を指標とすることもあり得るが、約款にこうした事項が記載されていない場合には、変更命令の対象となり得る。
 (注2) ガス製造事業者が第三者に対して料金を請求するに当たり、仮に詳細な請求書を交付することを求めた場合には、当該第三者が競争部門たるLNG基地の詳細な製造コストを知り得ることになることから適当ではない。このため、実際に第三者に対して料金を請求するに当たっては、受入設備、貯蔵設備等の機能毎の料金を記載した請求書とすることや、基本料金・従量料金を記載した請求書とすることを許容することとする。

7

卸市場に関する取組み～自主的な卸売り～

小売りへの新規参入を促進するために大手都市ガス会社による自主的な取組みとして一定の範囲内での相対の卸売りが行われることとなった

開始目標

- 2019年7月までの利用受付開始、2020年3月までの卸供給開始

対象区域

- 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者の供給区域

卸元事業者

- 第1グループ及び第2グループの旧一般ガス事業者

利用事業者

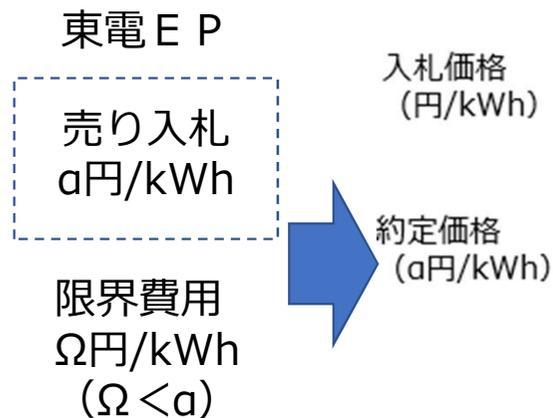
- 対象区域においてガス小売事業に新規参入しようとする又は参入した事業者であって、下記の事業者を除くもの。
 - ①ガス発生設備を保有する事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
 - ②今回の取組に係る供給区域（当該供給区域に導管で接続された供給区域を含む。）における、卸供給契約期間前の直近1年間の需要規模が7,000万m³以上のガス小売事業者並びにその子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
 - ③自主的取組の利用事業者の子会社、親会社、兄弟会社、関連会社及びその他の関係会社
- ガス発生設備を保有することとなった利用事業者又はそのグループ会社は、当該ガス発生設備の営業運転開始まで本取組を利用可能とする。
- 本取組の利用開始後に需要規模が7,000万m³/年を超えた利用事業者は、次の契約更新の時点まで本取組を利用可能とする。

- 1 はじめに
- 2 電力の卸市場の課題と取組み
- 3 ガスの卸市場の課題と取組み
- 4 **具体的事例～東電EP相場操縦～**
- 5 まとめ

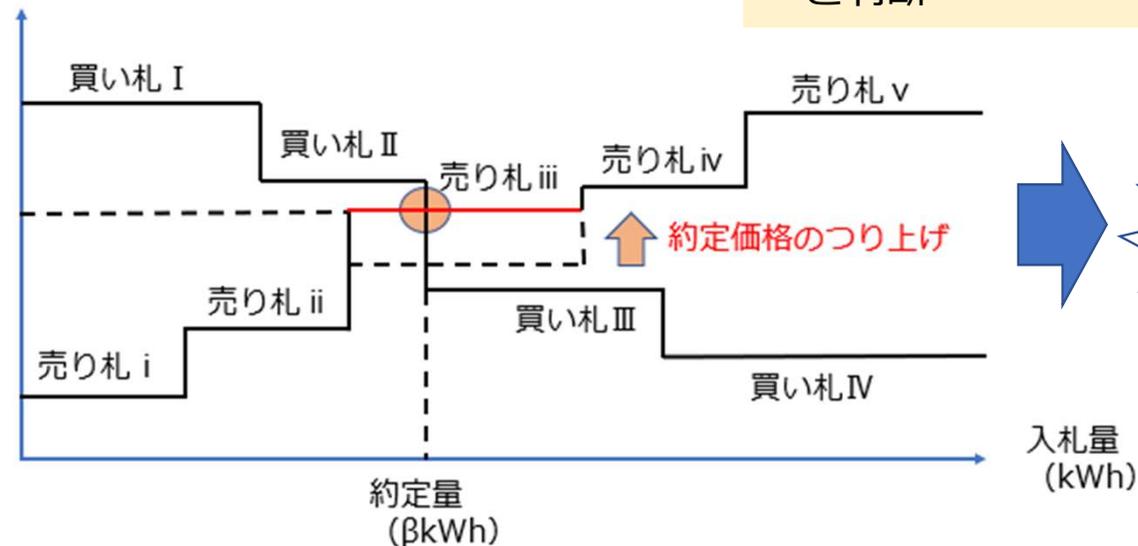
東電EP相場操縦 (2016.11.17) ～事案概要～

東京電力エナジーパートナー（東電EP）が限界費用から大きく乖離した閾値と称する高い価格で、スポット市場で売り入札を行っていたことについて、電取委は、卸市場における相場操縦に該当すると判断し、業務改善勧告を行った

① 閾値による売り入札



② 約定価格のつり上げ (全体の6割)



③ 電取委は閾値による売り入札が卸市場における相場操縦に該当すると判断

改善
勧告

＜参考＞ 電力ガイドライン（相場操縦）

第二部 II 2（3）イ③

卸電力市場に対する信頼を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。

- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような偽装の取引（仮装取引（自己取引等の実体を伴わない取引）、馴合取引（第三者と通謀して行う取引）、又は真に取引する意思のない入札（先渡し掲示板における取引の申込みを含む。）の）を行うこと
- 市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと
- 市場相場を変動させることを目的として卸電力市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること（例えば、市場相場が自己又は第三者の操作によって変動する旨を流布すること等）

＜参考＞ REMIT

相場操縦は、欧州のREMITを参考に、電力ガイドラインに盛り込まれた

REMITの概要（ガイドライン含む）

・インサイダー取引の禁止

- インサイダー情報を用いて、自己又は第三者のために、当該情報に関連した卸電力の取引を行うことを禁止
- 対象はインサイダー情報を持っている役員や従業員に限らず、株主や犯罪行為により当該情報を取得した者なども含む
- 発電所設備等に関する計画及び計画外の情報もインサイダー情報に該当する
- 計画外の設備故障等に起因する緊急の物理的な電力不足を補填するために発電事業者が行う調達取引、又は、安定供給を維持するために送配電事業者が行う電力取引に対しては、インサイダー取引規制の適用除外
- 緊急時ルールに基づき安定供給確保のために国が介入する場合には、適用除外

・インサイダー情報の公表義務

- 市場参加者に関連する事業や設備についてのインサイダー情報は、効果的かつ適時に開示しなければならない
- 具体的には、10万kW以上の電力消費設備、発電設備、連系線設備等の計画又は計画外利用停止に関する情報が開示対象に含まれる。
- 市場参加者はその正当な利益の保護のために、開示を遅らせることは可能だが、その正当性を説明することが必要

・相場操縦の禁止

- 卸電力市場における相場操縦の実施やその試みを禁止
- 相場操縦の定義としては、以下の事項を列挙
 - ・卸売電力商品の需給や価格に誤認や誤解を与える可能性のある虚偽情報（誤解を誘発する情報を含む）を利用する行為
 - ・卸売電力商品の価格を人工的に維持する行為（取引価格に正当性があり、市場価格として許容される範囲であるを除く）
 - ・卸売電力商品の需給や価格に誤認や誤解を与える可能性のある架空の措置その他の欺罔手段を試みる行為
 - ・インターネットなどのメディアを利用して、卸売電力商品の需給や価格に誤認や誤解を与える可能性のある情報を流布する行為（当該情報が事実誤認又は誤解を招く可能性があることを知りうべきであった場合を含む）。ただし、報道や芸術目的の表現行為を除く。

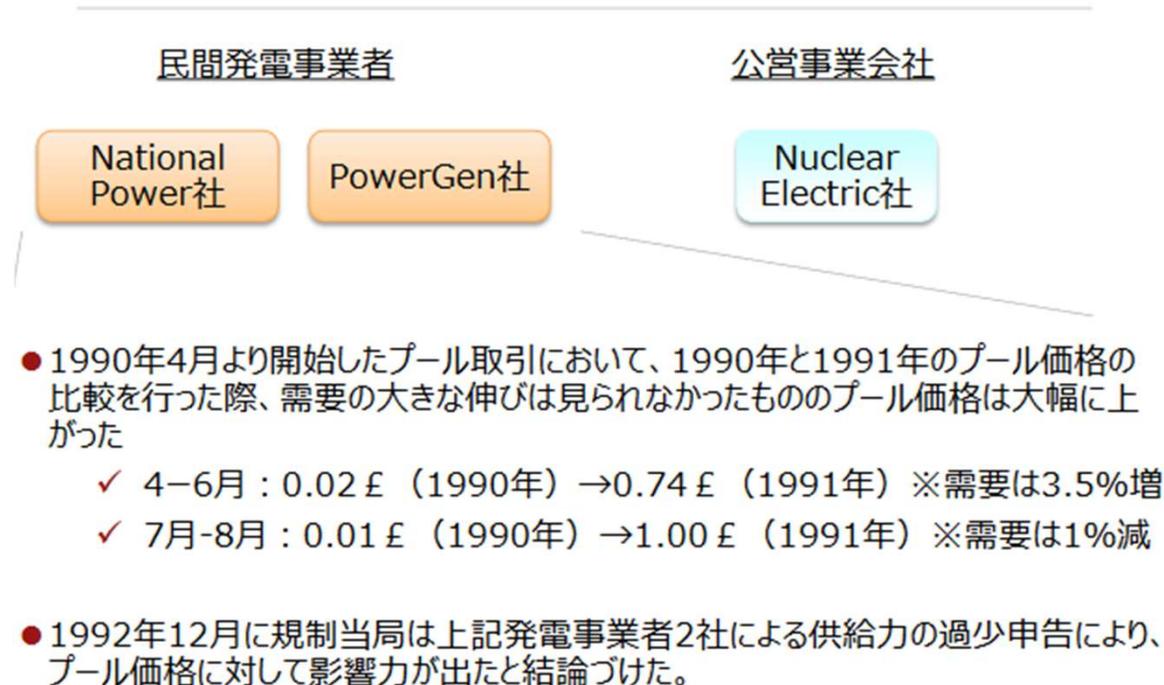
・市場監視

- 各国の規制当局が相対取引も含め卸取引全般を監視
- 市場監視を行うため、卸売市場の評価及び監視のために必要なデータ（卸売商品、約定価格と数量、契約履行時、取引当事者に関する情報など）を収集
- 各国の規制当局は、上記データも活用しつつ、独自に国内の卸売市場を監視（必要に応じて市場監視機関の設置、経済機関との連携）
- ACER（Agency for the Cooperation of European Regulators）は少なくとも年に1回、REMITに基づく業務活動に関する報告を行うことが必要

<参考> REMITの起源～競争法との関係～

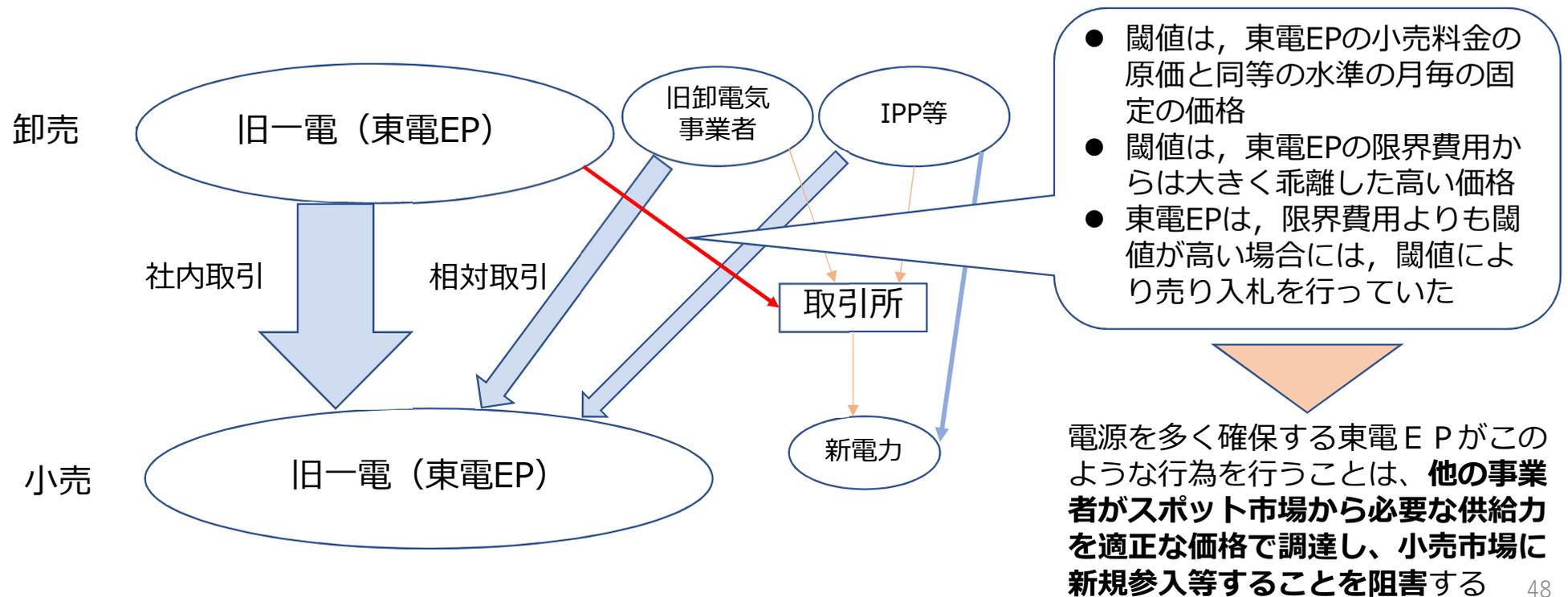
欧州では、TFEU102条や各国の競争法の適用では、電力市場の市場操作について捕捉しきれない懸念があったことから、REMITによる規制を開始

英国での物理的出し惜しみによる価格高騰の例



相場操縦と市場支配力～本件の構図～

電取委は、本件を相場操縦と認定するとともに、東電EPのこのような行為が他事業者の小売市場への新規参入等を阻害すると判断

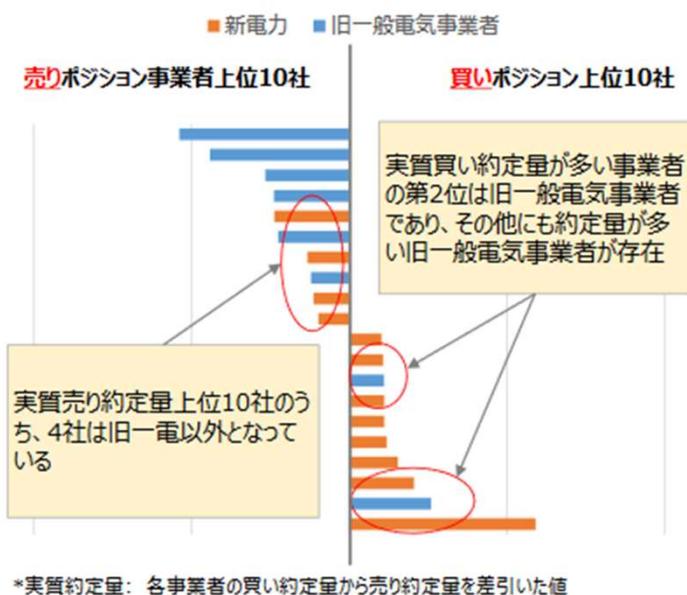


- 1 はじめに
- 2 電力の卸市場の課題と取組み
- 3 ガスの卸市場の課題と取組み
- 4 具体的事例～東電EP相場操縦～
- 5 まとめ

まとめ

- 電力の卸市場における積極的な施策・監視は、小売競争に一定程度寄与しているとみられ、徐々に市場構造が変わりつつあると言われている
- ガスの卸市場における施策・監視についても、今後の効果が期待される

事業者別のJEPXスポット実質約定量*(2018年9月)



特高・高圧分野における販売電力量ランキング(2017年度)

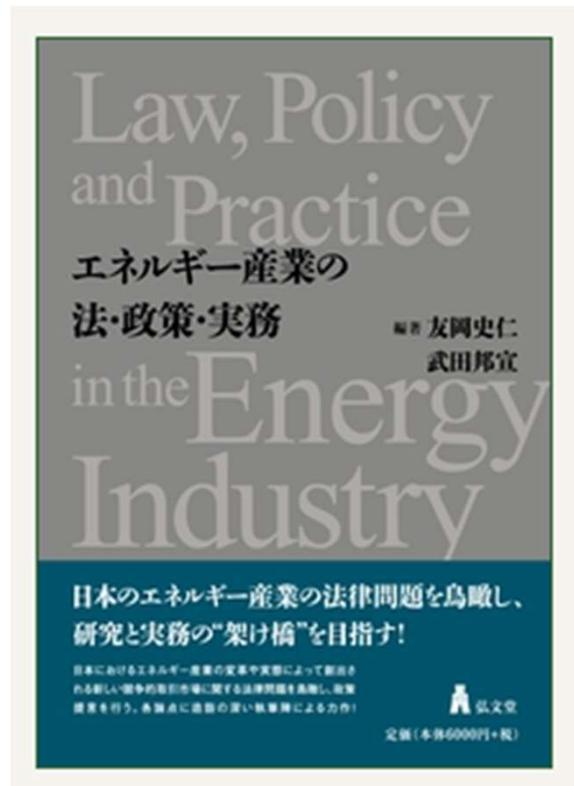
順位	事業者名	販売電力量(千kWh)
1	東京電力エナジーパートナー(株)	141,187,438
2	中部電力(株)	82,644,731
3	関西電力(株)	68,623,888
4	東北電力(株)	44,411,606
5	九州電力(株)	43,003,009
6	中国電力(株)	34,735,206
7	北陸電力(株)	18,995,334
8	四国電力(株)	14,385,838
9	(株)エネット	12,856,505
10	北海道電力(株)	12,150,400
11	(株)F-Power	9,788,136
12	テフコカスタマーサービス	7,152,763

新電力の上位事業者の販売電力量規模は、下位の旧一般電気事業者の販売電力量に匹敵する規模となりはじめています

(出所) 資源エネルギー庁 電力調査統計データより事務局作成

参考文献

エネルギー産業の法・政策・実務（編著：友岡史仁 = 武田邦宣）



2019年3月発刊

【拙著】

第4編 電力産業の課題

XII章 電力の卸売市場における取引監視の実際